

平成22年（2010年）紀北町6月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成22年6月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年6月8日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	会 計 管 理 者	長野季樹
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
危機管理課長	五味 啓	企 画 課 長	川合誠一
税 務 課 長	家崎英寿	住 民 課 長	平谷卓也
福祉保健課長	谷 吉希	環境管理課長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建 設 課 長	山本善久
水 道 課 長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監 査 委 員	井上 寛	総務課長補佐	工門利弘

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 玉津 充

9番 平野倅規

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前9時 30分)

### 北村博司議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名でありまして、定足数に達しております。

### 北村博司議長

ただいまから、平成22年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑も大変濃くなり、まもなく梅雨入りとの声も聞こえてまいりますが、水不足に悩まされた昨年と異なり、今年は水量も豊富で、植え付けた早苗の刻々と変化する緑に一層の自然の恵みを感じている次第です。

さて、本定例会に提出された議案の中には、紀北中学校の仮校舎改修に伴う補正予算案、あるいは水道水源保護条例の制定や本庁舎移転等用地の財産取得という議案も提出されております。いずれも町民生活に直結する重要案件でございます。慎重審議を賜りまして、議会としての適正なる意思決定を賜りますようお願いするとともに、議会運営について格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

### 北村博司議長

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。ZTVにおかれましては、今回は前方のカメラと傍聴席からのカメラと2台使用しておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

### 中野直文議会事務局長

それではまず、会期日程表をご覧ください。

平成22年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月8日、火曜日、9時30分、本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討論採決、議案上程、説明、質疑、委員会付託、なお一般質問の受付締め切りは午後5時までと

なります。

第2日、6月9日、水曜日、第3日、6月10日、木曜日、第4日、6月11日、金曜日、この3日間につきましては、休会といたしまして、常任委員会を予定しております。なお、休憩中に、各委員長において日程調整していただき、本日の会議終了前に、議長からそれぞれの開催日の報告をさせていただきたいと思っております。

第5日、6月12日、土曜日、第6日、6月13日、日曜日は休日でございます。

第7日、6月14日、月曜日、休会で、常任委員会の予備日とさせていただきたいと思っております。

第8日、6月15日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、6月16日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、6月17日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問を予定いたしております。

第11日、6月18日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となります。

続きまして、平成22年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年6月8日（火曜日）9時30分開議

- |     |  |
|-----|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 第2  | 会期の決定  |
| 第3  | 諸般の報告  |
| 第4  | 行政報告   |
| 第5  | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 第6  | 議案第27号 紀北町水道水源保護条例                                 |
| 第7  | 議案第28号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例              |
| 第8  | 議案第29号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 第9  | 議案第30号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例       |
| 第10 | 議案第31号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例                       |
| 第12 | 議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）                      |
| 第13 | 議案第34号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）              |

- 第14 議案第35号 財産の取得について
- 第15 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例〕
- 第16 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町税条例の一部を改正する条例〕
- 第17 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度紀北町一般会計補正予算（第5号）〕
- 第18 報告第2号 平成21年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第19 報告第3号 平成21年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について
- 第20 報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等について
- 第21 報告第5号 専決処分の報告について〔損害賠償額の決定及び和解〕
- 第22 報告第6号 専決処分の報告について〔損害賠償額の決定及び和解〕
- 以上でございます。

**北村博司議長**

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**北村博司議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 玉津 充君

9番 平野 倅規君

のご両名を指名いたします。

## 日程第 2

北村博司議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月 8 日から 6 月 18 日までの 11 日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、6 月 8 日から 6 月 18 日までの 11 日間に決定いたしました。

---

## 日程第 3

北村博司議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 6 月 1 日に議会運営委員会が開催され、6 月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、提出議案についてであります。本定例会において提案され受理した案件は、諮問 1 件、議案につきましては第 27 号から第 38 号までの 12 件、平成 21 年度一般会計繰越明許費繰越計算書をはじめとする報告案件が 5 件の、合わせて 18 件であります。

また、定例会までに受け付けられました陳情書は 5 件であります。いずれも町外から提出されたものであり、議会運営委員会での協議の結果、全議員に配付することとし、その趣旨に賛同する議員から意見書案を提出していただくことといたしております。各議員の棚に配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、一般質問通告書の受付についてであります。本日午前 8 時 30 分から受付を開始し、締め切りは午後 5 時までとなっております。質問の内容につきましては、具体的に記載する

ことになっており、単なる質問項目のみで要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意をいただきたいと思います。

次に、地方自治法第 235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査につきましては、平成21年度普通会計の 2 月分から 4 月分まで、平成21年度水道事業会計の 2 月、3 月分までと、平成22年度普通会計の 4 月分、平成22年度水道事業会計の 4 月分について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。6 月 25 日、金曜日、午前 10 時から広域連合議会の開催、7 月 1 日、木曜日、午前 10 時から紀北消防組合議会の開催という連絡をいただいております。組合議会議員におかれましては、ご出席をいただきますようお願い申し上げます。

次に、町村議会議長会についてであります。木曾岬町議会と南伊勢町議会において役員改選が行われました結果、木曾岬町からは伊藤民男議長、南伊勢町からは上村久仁議長が理事として就任をされております。また、理事会におきまして会長等の役員が 6 月 12 日をもって任期満了となることから、先日役員改選が行われました。その結果、会長に 2 氏が立候補されまして、無記名投票の結果、朝日町の飯田徳昭議長が再任され、副会長に玉城町の小林一則議長と明和町の大和谷正議長が選出されております。なお、監査委員につきましては御浜町の宇戸平政敏議長が選出されております。ご報告を申し上げておきます。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告を申し上げます。

次に、議案の委員会付託についてであります。合併前の旧町それぞれ暫定施行となっております水道水源保護条例につきましては、それを一本化を図るため、紀北町水道水源保護条例案が提出されております。議会運営委員会における協議の結果、条例審査に伴う委員会への付託につきましては、新たな条例の制定という判断で、総務財政常任委員会に付託することで確認がなされております。そのような委員会付託表案で、本日、各議案に対する質疑終了後に、本会議にお諮りする考えでございます。

次に、会議の服装についてであります。議会運営委員会での協議の結果、6 月 1 日から 9 月 30 日の期間で、地球温暖化防止と省エネルギー対策の一環として、会議においてクールビズを実施することに決定いたしております。ただし、本会議ではネクタイ、上着を着装し、

その他委員会や全員協議会等の会議においてはクールビズを実施いたします。なお、議員バッジにつきましては、本会議は着けることとし、その他委員会等では義務付けをしないことといたします。

次に、紀北町健康体操発表セレモニーのご案内でございますか、昨年議決をいただいたところの紀北町健康体操が完成いたしましたことによりまして、6月20日、日曜日、午前10時から東長島公民館において健康体操の発表会と、ウォーキング大会が開催されます。各議員の棚に案内状を入れさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 北村博司議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可をいたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催を要請させていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、4件の行政報告をさせていただきます。

まず、平成21年度における各会計別の決算額及び繰越額が決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

一般会計につきましては、歳入が104億9,759万1,415円、歳出が100億251万6,657円、歳入歳出の差引額が4億9,507万4,758円で、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源7,279万円を差し引いた実質収支は4億2,228万4,758円となりました。

特別会計における繰越額と実質収支につきましては、国民健康保険事業特別会計が8,426万320円、老人保健特別会計が171万3,824円、介護サービス事業特別会計が863万2,599円、後期高齢者医療特別会計が8万166円となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が1,554万9,202円で、この



うち消費税相当額の 624万 3,065円を差し引いた純利益は 930万 6,137円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が1億 6,203万 9,173円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

次に、紀北町立紀北中学校校改築に伴う校舎、屋内運動場実施設計業務委託についてであります。議員の皆様にご理解を賜り、先の3月定例会におきまして、2,418万 5,000円の予算をご可決いただいたところであります。

その後におきましても、設計業務委託の方法につきまして協議を進めてまいりましたが、地域にふさわしい構造と、紀北町の地理的環境に調和する外観・色彩等にも十分考慮した学校を改築するために、設計案を決定する指名型設計競技方式（コンペ方式）により、設計業者を選定いたしく業務を進めているところでございます。

議員の皆様におかれましては、なにとぞ、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、津地方裁判所で開廷されました第9回口頭弁論及び閉廷後に開催されました進行協議について、ご報告をいたします。

口頭弁論では、原告から5月27日付け第10準備書面と証拠書類甲27号証から甲58号証の陳述がなされ閉廷をいたしました。

その後の、進行協議におきまして、原告より「第10準備書面はまだ一部であり、さらに立証・主張するために照会をかけている。また、訴訟の進行を進めるためにも、これまでの弁護人に2つの事務所を加えたのでご理解いただきたい。」と述べております。

次回第10回を7月22日、木曜日、第11回が11月8日、月曜日で、両日とも午後1時20分より口頭弁論を開催することを決定いたしました。

なお、原告第10準備書面を本日配付させていただきましたが、原告からの提出が遅く、議員の皆様にご報告できなかつたことにつきまして、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、2件の寄付金について、ご報告をいたします。

去る、4月2日に元三重県立尾鷲高等学校校長島校P T A様より奨学金としてご活用いただきたいとして100万円のご寄附をいただきました。

また、5月13日には、日本土石工業株式会社 代表取締役社長 椋野怜史様より、創立45周年記念協賛金として45万円の寄附をいただきました。

ご寄附に対しまして心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活

用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上、4件をご報告といたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

**北村博司議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

## 日程第5

**北村博司議長**

お諮りします。

日程第5 諮問第2号については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

異議なしと認めます。

したがって、本案については委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたしました。

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の中野徑江氏が、本年9月30日をもって任期満了により退任されますので、後任として紀伊長島区古里1139番地 田中育代氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

中野徑江氏におかれましては、平成16年10月に旧紀伊長島町の人権擁護委員に就任され、合併後の紀北町においても引き続きご活躍いただき、2期6年の長きにわたり人権擁護委員として多大なご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

後任の田中育代氏におかれましても、資性温厚にて信義にも厚く、老人福祉施設に長年にわたり勤務していた経験や、古里婦人会長としての経験等を通して、人権問題に精通していることから、適任であると判断したものであります。

人事案件は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**北村博司議長**

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

---

**北村博司議長**

本件は諮問案件であるため、議会としての答申の意見を取りまとめるため、ここで午前10時まで休憩いたします。

(午前 9時 52分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 00分)

---

北村博司議長

これより討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件につきましては、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

全員賛成です。

したがって、諮問第2号につきましては、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

---

## 日程第6～日程第17

北村博司議長

お諮りします。

日程第6 議案第27号から、日程第17 議案第38号までの12件につきましては、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、議案12件につきましては一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

さきほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続き、各議案の提案理由についてのご説明を申し上げます。

議案第27号 紀北町水道水源保護条例であります。紀北町水道水源保護条例につきましては、合併時に旧紀伊長島町におきまして産廃訴訟が係争中でありましたので、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、旧両町の水道水源保護条例をそれぞれ暫定的に引き続き施行してきたところであります。

産廃訴訟が終了後、1つの条例にまとめるべく議員の皆様にご指導を賜りながら、検察庁とも協議を重ねてきたところでありますが、このほど協議が終了いたしましたので、本定例会に上程し、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第29号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

の両議案であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の配偶者の就業や育児休業の取得により、配偶者が常時、養育できる状況にあることにかかわらず、議案第28号では育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求、議案第29号では育児休業や育児短時間勤務の取得ができるようにしようとするにあたり、両条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例であります。過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象事業のうち、ソフトウェア業を廃止、情報通信技術利用事業を追加するとともに、課税免除の部分におきまして、これまで租税特別措置法を引用しておりましたが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の引用に変更しようとするものであります。本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の

一部を改正する条例であります。本条例内の趣旨のうち区域の表示を明確にすること、及び不均一課税の部分におきまして、これまで議案第30号と同様に租税特別措置法を引用しておりましたが、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の引用に変更しようとするものであり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、非自発的失業者に対し保険料の軽減制度を設けるとともに、平成20年及び21年の地方税制改正におきまして、上場株式等の平成22年度以降の市町村民税に係る所得の算定方法が変更となったこと等によるものであり、さらに後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間継続されることになり、当町の国民健康保険においても同様の措置をすることから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,870万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億3,698万4,000円といたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、早急に着手が必要とされる事業等の緊急を要するものが中心となっております。

歳入予算の主なものといたしましては、国庫支出金では地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金158万4,000円の増、県支出金では小学校における学力定着調査研究事業委託金42万1,000円の増、繰越金では前年度繰越金1,447万8,000円の増、諸収入では財団法人 地域活性化センター助成金等で221万9,000円の増であります。

一方、歳出予算では、総務費が移住・定住・交流促進事業で135万9,000円の増、民生費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業で158万4,000円の増、農林水産業費では林道・治山関係事業で86万円の増、教育費では紀北中学校仮校舎改修事業等で1,489万9,000円の増となっております。

議案第34号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億2,842万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳出予算の内訳としましては、総務費で電算事務委託料が非自発的失業者に対する保険料の軽減制度導入によるシステム改修費として147万円の増、歳入予算では、その財源として

繰越金に同額を計上いたしております。

議案第35号 財産の取得についてであります。尾鷲高等学校長島分校跡地の用地取得につきましては、これまでも議員の皆様にご理解を賜りながら、三重県と調整を図ってまいりましたが、先月5月24日付けで面積3万 2,262.52㎡、売買代金を1億 242万 7,000円として、県有財産売買仮契約を締結するに至りましたので、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する土地については、紀伊長島区東長島字天摩 769番1ほか2筆、取得目的は本庁舎移転等用地、契約の相手方は津市広明町13番地 三重県 三重県知事 野呂昭彦であります。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成21年8月の人事院勧告で、時間外労働の割増賃金等に関する労働基準法の改正を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合を引き上げるよう勧告され、月60時間を超えて時間外勤務をした場合に、その部分に関して時間外勤務代休時間を取得できるようにされたことに伴い、紀北町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから、3月23日付けで本条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律が平成22年4月1日から施行され、給与所得に係る個人町民税の徴収方法や、たばこ税率が改正されたことに伴い、紀北町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、3月31日付けで本条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成22年2月27日に南米チリ共和国付近において発生した地震による津波の来襲に備え、翌28日午前9時に災害対策本部を設置し、紀北町消防団員及び町職員の配備を行ったことに伴い、水害警戒出動報酬及び時間外勤務手当等を支給する必要性が生じましたが、3月3日から3月議会定例会が開会されている状況下であり、出動した消防団員をはじめ、職員の手当等を集計し補正予算を調整するには時間を要し、3月定例会への追加議案上程には至らなかったことから、後日、地方自治法第179条の規定により、平成21年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を専決処分

いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、12件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

東清剛議員。

**20番 東清剛議員**

今、町長の提案説明で、議案第36号なんですけども、ちょっとまず確認したいんですけど、これ3月23日といったら、本会議中じゃなかったんですかね。ちょっと確認してください。

**北村博司議長**

お答えします。ご指摘のとおり、3月23日は3月定例会の最終日にあたります。それが専決の、要するに議決の暇がない専決理由にあたるかどうかという、ご指摘ですね。じゃないんですか。そういうことですね。だから定例会中やのになぜ専決なのかということでしょう。要するに、専決処分する理由にあたらぬのではないかとということですね。

最終日に相当すると、追加上程してでも議決でき、審議に諮れたんではないかというご指摘ですね。

**20番 東清剛議員**

それでなおさらね、8月なんですよね。人事院勧告があったのは、この時期まで、なぜ専決するような格好まで持っていかなければいけなかったんか。当然、3月の定例会にはね、間に合うと思うんですよね。そうでしょう。ですから、それもなおさら今確認したように、23日が本会議の最中でありますよね。当然、追加上程するのがいいでしょう。

もう1つ、これ専決するためにはね、どのようなあれが、多分、専決できるのは、4つぐらいでしょうね。その中でこのような措置図ったのは、またそれで、多分総務財政常任委員会。

**北村博司議長**

ご指摘はわかりますので、おっしゃるのは十分よくわかります。専決にあたらぬと、するにあたらぬというご指摘ですので、質疑でその点は。もう受理しておりますし、この専決処分については議運では、ちょっと着席してください。わかりました。ご覧のとおり、これ議運の審議も経ておりますんで、改めてですね、町長から提案にあたって、なぜ専決にな



ったのかという提案説明が、その部分が不足しておりますので、改めて説明を追加させます。よろしいですか、理由ですね。なぜ専決するのかという、専決したのかという理由を、これ専決日が3月定例会の最終日ですので、議会を招集する暇がなかったという理由にあたりませんので、提案説明を再度やり直してください。こちらへ来て、演壇で。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

地方自治法の改正、人事院勧告につきましては、平成21年11月30日ございました。その後、国や県におきましてですね、関連法との改正事務等の精査検討が行われ、その後、平成22年3月9日付けで町に通知がありました。その後、条例改正の事務処理に時間を要し、平成22年3月23日に専決処分をいたしました。この専決処分につきましては、本定例会を終了後に決裁をいたしましたので、本定例会には間に合わなかった。そのような事情でございます。

#### 北村博司議長

ちょっと議事進行につきましては、再発言を基本的には認めておりませんので、その終了後に、決裁したから専決なんだという理由が納得できるかどうかは、ですから、質疑の中でその辺はご発言いただくようお願いいたします。議事進行ですので、ちょっと再発言は。ですから、それはこのあとの質疑で厳しく質してください。このあとの本会議、質疑の中でですね、はい。という説明でございましたから、私は付け加えることありませんので。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第27号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

#### 奥川英水道課長

議案第27号 紀北町水道水源保護条例について、ご説明いたします。

議案書の3ページをお願いします。

議案第27号 紀北町水道水源保護条例

紀北町水道水源保護条例を別紙のとおり制定する。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

水道水源保護条例については、合併前の旧町それぞれの条例を暫定施行しており、両町の

条例を一本化する必要があるためでございます。

4ページをお願いします。紀北町水道水源保護条例の要点をご説明させていただきます。

第1条、目的は、水道法に基づき紀北町民が安心して飲める水を確保するため、紀北町の水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的としています。

第2条、定義は、水源、水源保護地域、水源の枯渇、対象事業、規制対象事業場、各々の用語の意義を定めております。

第3条は、町の責務。

第4条は、町民等の責務。

第5条は、事業者の責務について規定しております。

5ページをお願いします。

第6条は、水源保護地域の指定についての記述であります。町長は、水源保護地域を指定しようとするときは、水道水源保護審査会の意見を聴き、町民に対しまして水源保護地域を示す図書を縦覧に供し、再度審議会の意見を聴き、公示することを定めているものであります。

第7条は、対象事業場を行うとする者に対する事前協議及び措置等について記述しており、第8条は、事前協議終了前の着工の禁止、第9条は、水源保護地域において何人も規制対象事業場を設置してはならないと規定しております。

6ページをお願いします。

第10条は、対象事業者からの地位の承継について。

第11条は、中止命令等。

第12条は、報告及び立入検査について。

第13条は、改善命令等。

第14条は、水源保護地域内の対象事業者が、事業場から出す排出水等に対する指導、命令等について規定しております。

第15条は、町の行政区域外において水源保護に支障があるときは、関係地方公共団体に町長が必要な措置を要請することを規定しております。

6ページから7ページですが、第16条から、7ページの第21条は、水源の保護を図り、水道水源を円滑に推進するために設置する水源保護審議会について記述しております。

第22条は、条例の施行に関し、必要なことは規則で定めるとし、8ページの第23条及び第

24条については、本条例に違反した者に対する罰則について規定しております。

最後に、別表（第2条）関係の対象事業場として、第1号に産業廃棄物処理業、第2号に採石業、第3号に前2号に掲げるもののほか、水質を汚濁させ、又は水源の枯渇をもたらすおそれのある事業であって規則で定めるものとしております。

5月21日の全員協議会において説明させていただいた後、検察庁との協議の結果、8ページの23条、罰則に第1項の第6号としまして、第13条の規定による命令に違反した者を追加しております。当初は3号の第11条第1項の規定による事業の中止命令に違反した者に含まれるとの考えでございましたが、検察庁との協議の結果、適切でないとの指摘を受け、追加したものであります。

同じく第24条の両罰規定の最後のほうに、前条の罰則を科するを、前条の罰金刑を科するに修正しております。これにつきましても同様に検察庁のご指摘をいただいたことによる修正でございまして、法人には懲役刑を科することができないためであります。

続きまして、配付させていただきました参考資料でございますが、参考資料の2ページをお願いします。紀北町水道水源保護条例施行規則（案）抜粋をご覧ください。

ご指摘をいただいております養鶏施設ですが、検討したところ、家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行規則に管理基準があり、第1条第2項において、鶏にあっては2,000羽未満の家畜業を営むものについては適用しないとありますので、それ以上の鶏を飼育される事業者を水道水源保護条例の対象事業場とさせていただきました。

管理基準は、家畜排泄物を処理や保管、管理する際に守る基準です。基準内容は、施設管理の構造、設備に関する基準と、管理の方法に関する基準があります。この基準を守っていただければ、基本的に河川等に排泄物が流入することはないと考えますが、水道水源保護条例の趣旨から2,000羽以上を飼育する事業者においては、対象事業場としての協議をいただくことといたしました。

3ページ、4ページでございますが、水道水源保護地域の指定範囲ですが、旧紀伊長島区の区域設定の考え方を踏襲した場合の案を示したものであります。水源保護地域の考え方ですが、旧海山町の条例は水源の汚濁防止に主眼がおかれており、旧紀伊長島町の条例は水源の汚濁と枯渇の両方に主眼をおき作成されています。

水道水源保護の観点からしましても、新条例につきましても水源の汚濁と枯渇の両方を主眼におくべきと考えますので、旧紀伊長島町の地域指定の考え方をベースにするのが、好ましいのではと考えております。その点を踏まえたくうえで、審議会に諮問を行い、慎重に審議

していただき、その結果を縦覧に供し、住民の方々からの意見を聴取させていただきます。さらにその結果を再度審議会で審議し、慎重に地域指定を行いたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

#### 北村博司議長

次に、議案第28号と第29号の2件についての内容説明を求めます。

中場総務課長。

#### 中場幹総務課長

それでは議案第28号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第29号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第28号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を次のとおり改正する。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の配偶者の就業等の状況を問わず、育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限が規定されたことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

10ページにつきましては、改正文でございます。

改正内容は、11ページから13ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。

この新旧対照表は右側が旧条例でございます。左側が新条例でございます。

まず第9条は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を規定する条項であり、第1項において職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務の請求をすることができることとして改正してあります。

第2項は、第1項の改正に伴う読み替え規定の整理を行うものであります。

第9条の2は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定する条項であり、新たに第2項として、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場

合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを新設いたしております。

第2項の新設に伴い、第3項から第5項の項番及び引用規定を整理をいたしております。  
なお、附則の第1条におきまして、施行期日を平成22年6月30日とするとともに、附則第2条で規定する経過措置につきましては、公布の日から施行するというようにしております。

なお、附則第2条の経過措置につきましては、改正条例の施行後に改正条例の規定による早出遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、施行日前に請求することができることを規定しております。

#### 中場幹総務課長

次に、議案書14ページをお願いいたします。

議案第29号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の配偶者の就業、育児休業の取得の有無にかかわらず、職員が育児休業、育児短期時間勤務を取得できる等の制度改正をされたことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

15ページから16ページは、改正文でございます。

改正内容は、17ページから20ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

まず第2条は、育児休業をすることができない職員を規定する条項でございまして、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正、並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定を整理をいたしております。

第2条の2は、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間を規定した条項であり、人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を57日間とすることを、新たに規定をいたしております。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書きの中の、条例で定める特別の事情を規定する条項であり、第1項は、第5条の改正に伴う規定の整理を。第4項は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休

業した後、3月以上経過した場合に、再度育児休業をすることができることとする改正を行いました。

第5号は、この出生の日から一定期間内、57日間ですが、に最初の育児休業をした職員は特別な事情がない場合であっても、再度育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理を行っております。

第5条は、育児休業の承認の取消事由を規定した条項でありまして、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由にはあたらないこととするという改正をいたしております。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員を規定した条項でございまして、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正、並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定を整理いたしました。

19ページの第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定した条項でございまして、第1号及び第4号は、第13条の改正に伴う規定の整理を。第5号は、夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出し、最初の育児休業短時間勤務をした後、3月以上経過した場合は、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることと改正をいたしております。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取消事由を規定した条項でございまして、職員が育児短時間勤務により養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合であっても、育児短時間勤務の取得取消事由にはあたらないという改正でございまして。

20ページの第17条につきましては、部分休業することができる職員の規定をする条項であります。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正、及び非常勤職員に関する規定を整理いたしております。

第18条は、部分休業の承認を規定した条項であり、部分休業を育児休業法第19条第1項の規定する部分休業であることを明確に示した改正となっております。

なお、附則第1条につきましては、施行期日を平成22年6月30日としております。

附則第2条の経過措置につきましては、改正条例の施行日前、育児休業等計画書により申

し出た再度の育児休業、又は育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすという規定を、附則の第2条で謳っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第30号と第31号の2件についての内容説明を求めます。

家崎税務課長。

#### 家崎英寿税務課長

議案第30号について、ご説明いたします。

議案書21ページをご覧ください。

議案第30号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年紀北町条例第71号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためであります。

条例改正が行われた内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

23ページをお願いします。

第1条の改正につきましては、過疎地域の自立促進をするため、固定資産税の特例が設けられている事業からソフトウェア業を削り、情報通信技術利用事業を加えるものであります。

第2条の改正につきましては、課税免除する資産については、過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定に基づき、地方税の課税免除、又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令に規定する資産であることを明記したものであります。

附則で、この条例は、平成22年7月1日から施行すると定めております。

#### 家崎英寿税務課長

続きまして、議案第31号についてご説明いたします。

議案書の24ページをご覧ください。

議案第31号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の

## 一部を改正する条例

紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年紀北町条例第72号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

固定資産税の不均一課税の対象となる固定資産について、適用される固定資産税を明記する必要性が生じたためであります。

条例改正を行った内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

26ページをご覧ください。

第1条の改正につきましては、同地域の区域内を紀北町内と改めるものです。

第2条の改正につきましては、課税免除をする資産について、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に規定する資産であることを明記したものであります。

附則で、この条例は、平成22年7月1日から施行するとなっております。

以上で説明を終わります。

## 北村博司議長

次に、議案第32号についての内容説明を求めます。

平谷住民課長。

## 平谷卓也住民課長

それでは、議案第32号の紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、内容説明をさせていただきます。

議案書の27ページをご覧ください。

議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。



内容につきましては、新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思います。

31ページをご覧ください。

第15条第1項及び次の32ページの第2項がございますが、ここでは一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定の規定であります。地方税法の改正に伴うものでございまして、保険料の賦課は所得や固定資産税に基づき算定していることから、改正の必要が生じたものであります。

改正の内容は、上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設や、上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例の創設、そしてもう1つは、土地等の長期譲渡所得特別控除の創設等と、地方税法が改正されたことに伴うものでございます。

また、申告分離課税の所得につきましては、保険料の賦課の特例として、本条例の附則に定めてございましたが、本則へ移行したものであります。

32ページをご覧ください。

第31条第1項でございますが、被保険者の移動等に特例対象被保険者と、いわゆるリストラされた方を追加するものでございまして、33ページ、34ページの第2項では、特例対象被保険者等の保険料の減額に伴う所得の規定を定めたものでございます。

35ページをお願いしたいと思います。

第34条の2でございますが、特例対象被保険者等の保険料算定の特例を定めたものでありまして、失業時から、その翌年度までの間、前年度所得の給与所得を100分の30として算定するというものでございます。対象となります方は、雇用保険に加入されていた方で、倒産等で離職された方や、労働期間の満了に伴いまして契約更新がなされず離職をされた方等でございます。

続きまして、第40条の2第1項は、特例対象被保険者等、非自発的失業者のことでございますが、届出書の提出について、第2項では、資格条件を規定するものでございます。

それから35ページから40ページまでの附則の規定につきましては、本則へ移行したものであります。40ページの附則第10項は、被扶養者であったものの保険料の軽減期間が延長された規定でございます。後期高齢者保険に加入した被保険者の74歳以下の扶養者が国保に単独加入した際、後期高齢者保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限った期限でございましたが、今回、この期限の制限がなくなったことの改正でございます。

保険料は、9割軽減となっております。

施行期日は、平成22年4月1日からであります。

以上で、議案第32号の紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。  
よろしく願います。

#### 北村博司議長

次に、議案第33号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

#### 堀秀俊財政課長

それでは、議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成22年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,870万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,698万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは予算に関する説明書に基づき、説明をさせていただきます。

歳入のほうから説明をさせていただきます。6ページをご覧くださいと思います。

歳入であります。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金は158万4,000円を増額しまして、4,491万1,000円とするもので、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の増額であります。

第14款県支出金、第3項委託金、第8目教育費委託金は42万1,000円を新たに増額するもので、小学校における学力定着調査研究事業委託金の増額であります。

第18款繰越金、第1項、第1目繰越金は1,447万8,000円を増額し、2,447万8,000円とするものであり、平成21年度の一般会計歳計剰余金の一部を繰越金として増額するものであります。

7ページをご覧ください。

第19款諸収入、第5項、第6目雑入は221万9,000円を増額して3,682万5,000円とするものであります。内訳としまして、第5節保険金は、林政関係の総合賠償金86万円と、第6節雑入は、移住・定住・交流促進事業に対する財団法人地域活性化センターの助成金135万9,000円を増額であります。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費は、135万9,000円を増額して4,320万3,000円とするものであります。移住・定住・交流促進事業による補助金の増額であります。

9ページをご覧ください。第3款民生費、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は、158万4,000円を増額して、4億7,979万1,000円とするものであります。地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業により、民間小規模福祉施設への施設整備補助金の増額であります。

10ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第2項林業費、第3目林業施設費は86万円を増額して、1億6,521万1,000円とするものであります。町有林の倒木により損傷を与えた白浦墓地の墓石の持主に対する修復のための賠償費用を増額するものであります。

11ページをご覧ください。第9款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費は42万1,000円を増額して、2,437万4,000円とするものであります。小学校における学力定着調査研究事業費の増額であります。

12ページをご覧ください。同じく第9款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費は、1,447万8,000円を増額しまして、6,811万6,000円とするものであります。紀北中学校を現在地に改築するにあたり、旧尾鷲高等学校長島校を一時仮校舎として活用するための改修事業費の増額であります。

以上で、平成22年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

失礼いたしました。さきほどですね、歳出9款のところ、中学校費のところ、紀北中学校の改築事業費のところの増額を説明をさせていただきましたところで、私、旧尾鷲高等学校長島校と申し上げましたが、現在ですね、尾鷲高等学校長島分校跡地ということで統一をしているということでもあります。議長のほうから訂正をいただきましたので、訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

## 北村博司議長

次に、議案第34号についての内容説明を求めます。

平谷住民課長。

## 平谷卓也住民課長

それでは、議案第34号の平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第34号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,842万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第11款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金であります。147万円増額して、4,147万円とさせていただきます。これは歳出のところで説明させていただきますが、総務費の増額補正に伴いまして、歳入におきましても増額補正をさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で147万円増額して4,472万2,000円に増額補正させていただきます。これは非自発的失業者、いわゆるリストラになった方の保険料軽減制度の導入によるシステム改修費でございます。

以上で、平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

---

北村博司議長

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前 11時 00分)

---

北村博司議長

休憩前に続いて会議を再開します。

(午前 11時 10分)

---

北村博司議長

次に、議案第35号と議案第36号の2件についての内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場幹総務課長

それでは、議案第35号 財産の取得について、ご説明を申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

議案第35号 財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

記

- |   |        |                          |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 取得する土地 | 紀北町紀伊長島区東長島字天摩 769番1ほか2筆 |
| 2 | 地籍     | 3万2,262.52平方メートル         |
| 3 | 取得金額   | 1億242万7,000円             |
| 4 | 取得目的   | 本庁舎移転等用地                 |
| 5 | 契約の相手方 | 津市広明町13番地                |

三重県

三重県知事 野呂昭彦

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

尾鷲高等学校長島分校跡地を本庁舎移転等用地として取得するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

42ページの資料をご覧ください。

購入用地の所在地でございますが、紀北町紀伊長島区東長島字天摩 769番地1、学校用地3万1,306.10、同じく790番地1、学校用地639.89、同じく791番地2、学校用地316.53、合計で3万2,262.52㎡でございます。

続きまして43ページをご覧ください。

43ページの資料2につきましては位置図でございます。赤線で囲みしましたところが購入する用地であります。

続きまして44ページをご覧ください。44ページにつきましては、資料3でございますが、この用地につきましては、用地の実測図を添付させていただいております。

まず黄色に着色した部分でございますが、この黄色い部分につきましては、三重県から今回購入する用地でございます。学校用地の実測面積が3万2,262.52㎡でございます。

その用地の中に赤色着色部分がございます。この部分につきましては、旧法定外公共物とされているもので、いわゆる里道や赤道とも呼ばれている部分でございます。財務省所有の土地であります。実測の面積は557.13㎡でございます。

また、水色着色部分につきましては井溝と呼ばれる部分でございます。紀北町所有の実測面積が1,190.14㎡でございます。あわせると全体で3万4,009.79㎡になります。

なお、赤色着色部分につきましては、旧法定外公共物でございます。三重県から学校用地として取得した後に、別途財務省から購入することとなりますが、この購入単価、価格等につきましては、現在、津財務事務所と協議を進めております。

#### 中場幹総務課長

続きまして、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

議案書の45ページをお願いいたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町職員団体のため

の職員の行為の制限の特例に関する条例（平成17年紀北町条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

46ページは専決処分書でございます。

47ページは改正文でございます。

48ページの新旧対照表にて、改正内容をご説明いたします。

右が旧条例、左が新条例でございます。

第2条は、職員団体のための職員の行為の制限の特例を規定する条項でありまして、第2号において、これまで規定していた紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第10条に規定する休日、及び第11条に規定する休日の代休日、並びに年次有給休暇並びに休職の期間を加え、第9条の3の規定している時間外勤務代休時間を追加し、号を整理させていただいたものでございます。

なお、附則によりこの条例は、平成22年4月1日から施行させていただく条例となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第37号についての内容説明を求めます。

家崎税務課長。

#### 家崎英寿税務課長

議案第37号について、ご説明させていただきます。

議案書の49ページをご覧ください。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を改正する条例を別紙とおりに専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

地方税法の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、紀北町税条例を改正する必要が生じたので、同日3月31日に、紀北町税条例の一部を改正する条例を

専決処分いたしました。

専決処分を行った内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

60ページをお願いします。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得の扶養親族申告書につきましては、所得税において扶養親族の見直しにより、一部必要でなくなった扶養者の把握が住民税においては非課税か課税かを判断するうえで必要となるため、扶養親族に係る内容を申告により把握するよう措置を講じたものであります。

61ページをご覧ください。

36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましても、前条と同様、扶養親族に関する内容を申告により把握できるよう措置を講じたものであります。

62ページをお願いします。

44条、給与所得に係る個人住民税の特別徴収につきましては、65歳未満の公的年金所得を有する給与所得者について、年金所得に係る所得割額を給与所得から特別徴収することができることや、申し出により普通徴収とすることができると規定したものであります。

67ページをお願いします。

第95条、たばこ税の税率につきましては、平成22年10月1日以後に売渡等が行われる製造たばこに係るたばこ税の税率を1,000本につき3,298円を4,618円とするものであります。また、エコー等の旧3級品は1,000本につき1,564円を2,190円とするものであります。

次に、附則に関する改正をご説明申し上げます。67ページをご覧ください。

附則第19条の3、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例につきましては、一定の手続きにより、設定された非課税口座内の少額上場株式等の配当に対し、限度額内での非課税措置を講じたものであります。

そのほか、地方税法の改正に伴う条項の整理、施行期日や経過措置について所要の整備を行ったものであります。

以上が、提出いたしました内容説明でございます。よろしく申し上げます。

**北村博司議長**

次に、議案第38号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

**堀秀俊財政課長**



それでは、議案第38号の内容説明をさせていただきます。

議案書の76ページをご覧ください。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、平成21年度紀北町一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成22年 6 月 8 日提出

紀北町長 尾上壽一

続いて77ページをご覧ください。

専決第 3 号 専決処分書

平成21年度紀北町の一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成22年 3 月31日

紀北町長 尾上壽一

それでは、別冊になっております予算書の 1 ページをご覧ください。

平成21年度紀北町一般会計補正予算（第 5 号）

平成21年度紀北町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本補正予算につきましては、歳入の補正はなく、歳出の増額を補うため、基金への積立金を減額するという、歳出予算のみを増減するものでありまして、補正後の予算総額には変更がないものとなっております。

それでは詳細につきまして、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

予算書の 6 ページをご覧ください。

歳出であります、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 5 目財産管理費では、基金管理事業で財政調整基金への積立額を 397 万 4,000 円減額し、消防費に計上した所要額の財源とするものであります。

第 8 款消防費、第 1 項消防費、第 4 目水防費では、津波に対する消防団員の警戒出動に要した報酬55万 9,000 円を増額するものであります。同じく第 5 目災害対策費では、津波に対

する町職員の時間外勤務に要した職員手当等 341万 5,000円を増額するものであります。

続きまして予算書の7ページをご覧ください。給与費明細書であります。1の特別職につきましては、その他の特別職の報酬55万 9,000円を増額し、補正後の総額は1億 5,789万円となります。

次に予算書8ページをご覧ください。2の一般職につきましては職員手当を 341万 5,000円増額し、総額は13億 7,068万 1,000円となります。職員手当等の内訳ですが、時間外勤務手当が 278万 8,000円、管理職特別勤務手当が62万 7,000円であり、すべて災害対策事業に伴う増額であります。

以上が、専決処分を行った平成21年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。どうぞご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより各議案に対する質疑に入りますが、各常任委員会での審査が十分できますので、ご自分が所属する常任委員会に付託される案件につきましては、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は各委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願いいたします。

なお、発言の際にはマイクの調整を行ってから発言してください。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

---

### 日程第6

#### 北村博司議長

日程第6 議案第27号 紀北町水道水源保護条例を議題といたします。

質疑を許します。

東篤布議員。

#### 1番 東篤布議員

1番 東篤布、ちょっと教えてほしいんですが、今回、改正案ですか、今回出されております。案じゃないのかこれは。

#### 北村博司議長

篤布議員、改正案じゃなしに、新たな条例、新しい条例です。

## 1 番 東篤布議員

前回ですね、3月でしたでしょうか。この前全協です、この水条例の説明をしていただいたときに、問題になっておりました旧長島町の水条例は、もちろん水質汚濁ですね。水が濁るかどう、海山町もそういうことで、どこが違うかと言うと、量の問題、水が枯渇するんでなかろうか、それが盛り込まれておるのが長島でして、海山はそれが盛り込まれてなかった。それで両町一本化するにあたってですね、この点が一番問題点となった、留意しなければならない点であったかと思うんですが、いろいろ議員の中からもそういう意見が出ておりましたけれども、その後、もう一度ですね、方向性を議会に示されて、今回の本議会の提出になってくるのではなかろうかと思っておったんですが、今回のこの新たな条例案を見ておりますとですね、旧長島町に倣った条例、いわゆるここにこれは住民の皆さんでは見にくいやも知れませんが、このように、これ新しい紀北町でして、ここが長島ですね、旧長島。海山なんですけども、ここのグリーンの部分が全部が水条例で縛られている地域なんです。

海山町はここのわずかな部分だけが、いわゆる水の汚濁の問題で縛っておった。今回、長島に右倣えして量の問題とすると、この分水嶺から全部入れなければならないという点で、このようなエリアになるわけです。今回、本来はこれと対比する図面を出していただければ、町民の皆さんに最もよくわかったのではなかろうかと思うんですが、この点をどのように協議されてですね、審議委員会とも諮って決定されたのか、ちょっとお尋ねしたい。これはなぜこのような質問をするかと言いますと、一般質問になってきますが、それはあとにしまして、その点をお尋ねします。審議委員会との協議だけちょっと。

## 北村博司議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

今、篤布議員から質疑をいただきました。これにつきましては、ここのほうですね、地図のほうに書かさせていただいておりますが、旧紀伊長島町の区域設定の考え方を踏襲した場合に追加される部分ということで、長島町の、旧長島町ですね、この区分の仕方を踏襲したところを図にあてはめております。ですから、審議会にかけさせていただきますのは、この後ということ、議案、条例がですね、もしご可決いただいたら、それをいろいろなパターンを提言させていただきながら、審議していただくという形になろうかと思います。

## 北村博司議長

東篤布議員。

#### 1 番 東篤布議員

ここに新たに以前と違った、ここにはですね、抜粋となっておりますね。資料の1です。いろんな議員から意見が出ておりまして、その中の養鶏施設なんか盛り込まれたんでなかろうかと思いますが、こちらで見てますとですね、さきほど水道課長の説明を聞いておりましたところ、各業種漏れなく入っております、またそれ以外でもですね、町長が必要と認めたものについては、その指定業者とすることができるとなっておりますが、町長、このこちらの資料と水道課長が説明された資料と、ちょっと違うように思うんですけども、もう一度見ていただけますか。

この案のほうではですね、各業種が細かく書かれておりますが、ここには採石というのが抜けておったように思うんですが、水道課長説明された、これ何ページやったっけ、課長。

#### 北村博司議長

篤布議員、資料のほうは規則のほうで、さきほど課長が説明したのは条例の別表、ちょっと内容が違うんですがね、課長が説明。これはあくまで参考資料です。規則のほうは。8ページの別表ですね。

#### 1 番 東篤布議員

もちろん、こちら案、資料のほうは案となっておりますけども、こちらの条例の新たな条例ですけどもね、微妙に違うように思うんですが、これどちらを参考にしていけばいいんですか。今回、これが問題だというのはよくわかるんですよ。その後、これがですね、これは規則であって条例ではないと、このように判断してよろしいんですか、町長。

#### 北村博司議長

町長。

#### 尾上壽一町長

8ページの部分はですね、採石場の産廃、産業廃棄物処理業、それから採石業、それから3の第2項に掲げるもののほかというところで、規則で定めるものということで、資料として付けさせていただいたような次第でございます。

#### 北村博司議長

東篤布議員。

#### 1 番 東篤布議員

僕はこの規則とこの条例との違いよくわかるんですけども、この汚濁ですね、汚濁を考え

える。僕は枯渇はあんまり問題視しませんけれども、汚濁をまず考えるのであればね、当然、この本条例に掲げられておる産業廃棄物、それから採石業、これももちろん当然必要かと思いますが、この規則の中に入っておる養鶏も含めてですね、ここには砂利業種も入ってます。生コンも入ってますけれども、これらをこちらに入れたほうが良いんじゃないですか。

本来ですね、もっとも縛っておかなければならない汚濁に関して、縛るべき業種がここに入っていない。であるけど、この規則として、案外やわらかいですよね。こちらにですね、最も縛らなければならない業種が入っていないのが、いかがなものかと思えますけれども、ただ、ここに採石業と盛り込んだのは、今現在、尾鷲市で問題になっておるから一応盛り込まれたのでなからうかと思えますけれども、その点はどうなんですか、留意されたんでしょうか、町長、お尋ねします。本来、最も水を濁すと心配される、懸念される業種がなぜ本条例に入ってなくて、規則に入っておってですね、あってないようなもんです、このようなものはね。なぜこちらに盛り込まれなかったのか不思議でならんですがね。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

東議員がおっしゃるようにですね、採石業とか産業廃棄物が特に汚濁に対して恐れがあるということで、この条例のほうにあげさせていただいております。それと3号につきましてもですね、これは連動しております、規則のほうと。それと汚濁に関してですね、全業種という考え方でおきますと、水質汚濁法におきましても、約75種類がございますので、こういうふうな形で規則のほうで定めさせていただくというような形にですね、させていただきました。以上です。

**北村博司議長**

ほかに質疑、谷節夫議員。

**21番 谷節夫議員**

21番 谷、この提案理由はですね、議会であらゆる協議をし尽くしたので、町長は提案されたと書いてあるんですけど、町長にひとつお聞きしますけど、水道水源保護条例をつくって、旧長島町でつくって、それで裁判が争われて、そして配慮義務で認定を取り消せと言われたと、そのことによって原告から160億円という莫大な損害賠償の請求があって、それも収入印紙が添付されないということで、平成8年の損害賠償は出てきて、今係争中である。この質問の中でもいろいろと問題出てる中で、もうこれはその水道法、保護条例が関係ない

とこう言われてきたんですけど、実は私は今朝見たんですけど、この第10の原告から出ている準備書面を見ると、やはりその枯渇で止めたということをもものすごく重要視しているんですね。その点で、私は町長に聞きたいのは、まず1つ目は、こういう係争中の中で、その暫定で今、旧長島町の条例、あるいは海山区にある条例をずっと暫定してきた。それでなぜ急いでここで上程されたか、その理由をひとつ聞きたいんです。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

これはですね、合併当時の懸念でございましたので、紀北町としてですね、一本化しなければいけないということで、本日上程させていただきましたし、前町長の時代からですね、何度となく議員の皆様にもご説明いただいていると思います。また、係争の中でということなんですが、前訴につきましては、一応裁判として結果が出ておりますので、そういうことで、今回、紀北町の水道水源保護条例を定めたいということで、皆さんにご提案させていただきました。

**北村博司議長**

谷節夫議員。

**21番 谷節夫議員**

そうした裁判中の中で、確かに議員の中で、早く、合併をしたのにもかかわらず、海山区と長島区のその条例を一本化することが大事じゃないかと、意見も確かに出ておりました。私はそんなに急いで一本化することがない、ということは今でも思い続けているわけです。ですから、この一方で水道水源保護条例の裁判が終わった。そして町側としては一審、二審では敗訴したけれど、最高裁で配慮義務で敗訴したと、だからその水道水源保護条例に対して最高裁が何も言ってないということの理由が大きくて、それでここへ持っていくと、私は理解しているんですね。この一本化すると。これは私は大きな間違いを起こすんじゃないかと。

と言いますのは、この皆さんも、議員の皆さんも私はこれ今朝引き出しから見たんですけど、これ第10回の準備書面で、ことごとくこの水道水源保護条例を紀伊長島町でつくったときの、その背景がきちんと明記されているわけですね。そしてまたこの水道水源保護条例の12ページですね、実はこの私は全協でもいろいろ質問しましたんですけど、この今日の資料の中の4ページの第2条に、その水源の枯渇の中で3にですね、取水施設の水位を著しく低

下させることをいう。そして4に対象事業別表に掲げる事業をいう。これはいろんな中で、町長が全協の中でも、こういうことがもし起きた場合、審議会に諮問をかけて、それで審議会のメンバーであるそうした知識のある方に審議してもらってですね、そして回答がきたら、そのうえで町長が決めると、こういう返答を私はいただいております。これには間違いないと思うんですけど、それで事件にならなければいいですけど、この準備書面のその12番の中にですね、水源の枯渇をもたらす恐れとはどの程度を差すのか、水源の枯渇をもたらす恐れとは具体的にどのような要素をもとに判断するのか。これは全協の中でも議長の北村議長がですね、これは的確に、これを維持できるのかということを質問しておられますよね。私も質問しております。

それから、その中に直近の数カ月の降水量を加味するのか否か、あるいは規制対象事業場の使用水量対処によって異なるのか、これ明確にこの準備書面で追及しているわけですよ。そのことをね。これはどうするんかということになるんですけどね。その辺、維持できるんですか、これをひとつお答えください。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それはですね、あくまでも原告側の主張でございます。ですから、こちら側といたしましてはですね、裁判の中につきましてはいろいろ弁護士と相談しながら、対応を図っているところでございます。でよろしかったでしょうか、漏れておったらご指摘ください。

**北村博司議長**

答弁不足ですか、今の。いいんですか、回数的には増えますが、よろしいですか。

**21番 谷節夫議員**

いやいや今のはちょっとそれに対して、今の質問にまだ回答がきちんと返ってこない。

**北村博司議長**

答弁不足ですか。

**21番 谷節夫議員**

2問目ですよ。町長は、あくまでもどんな問題が起こっても、町長は解決すると言っておられるんですけど、そのことを信じて、この条例に手を挙げていいんかね、私は十分協議されているというけど、やっぱり明確になってないから、私はこの明確さがもっと必要じゃないかということを問うているわけです。町長、どうですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

明確にということは、これはですね、きちっと条例として、議案としてですね、提案させていただきますので、議員が賛成される、賛成されないというのは、議員の意思かと思いますが、これはやはり議会の議決をいただいたうえでの、紀北町の水道水源保護条例ということになろうかと思えます。よろしいですか。

北村博司議長

ほかにご質疑はありますか。

川端龍雄議員。

5番 川端龍雄議員

ちょっと町長に確認ですけど、この参考資料のほうですけどさね、今のこの水道水源保護指定区域が、これほとんど長島の場合は全面的になっておるし、この海山の場合、この4箇所ですわね。もしもこの条例のこれ、ここで議決した場合は、また審議会へというんだけど、町長の腹案としてこれを、海山区のほうもやはりこれ今のこのままの資料でいくんか、この長島みたい、ある程度の外れておるとこも、今のグリーンというのか、水源保護地域の考えがあるのかさね。この今のままの資料、これの資料の図面でいくのか、その点は腹案というのか、これ決まってから審議会に委ねるというのか、お考えあると思いますんですけどもさね、どのような腹案というのか、お考えがあるのか、ちょっとお聞きしたい。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ないです。これは一応、今までの紀伊長島、旧紀伊長島の条例を落とし込んだ図面でございますので、一応、審議会においてですね、審議していただく参考のための資料ということでさせていただいておりますが、さきほど申し上げましたように、水源の保護ということでですね、枯渇が入っているという部分がございます。旧紀伊長島。そういうことから考えて、さきほど提案説明の中でも、好ましいのではないかという表現を使わせていただいておりますが、私のほうからやはり審議会にかける立場といたしまして、現状の案等をですね、案というか、こう充てた、これは旧海山区の部分も入っておりますし、旧長島区のほうも色付けて分けておりますので、それを提案させていただいて、審議会でご意見いただきました



いという考えですので、その辺はご理解いただきたいと思いますが。

北村博司議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

この件に関しますとね、やはり海山区の場合は国道42号線の場合においても、やはりこの産業廃棄物のいろんな処理がありましてさね、やはりそういうようなことも考えますと、今のこの図面のままでの、審議会もこれはそのまま答申されるとさね、やはり問題もあるので、やはり少しその辺も含めて、この腹案というのかさね、やはり考えていただかんと、審議会に皆任すということはそれはそうなりますんですけどさね、やはりその場合、このままの図面のままでいくというと、ちょっと危険というか、いろいろ問題がありますのでさ、その辺もお考えをもって審議会というか、そのときには参考意見としてでもね、していただきたいと、私はそのように思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは一応、踏襲した場合ですので、今の川端議員の意見は十分頭に入れたうえで、担当課、その他いろいろな場面において考えていきたいと思います。

北村博司議長

ほかにございますか。

近澤チヅル議員。

3番 近澤チヅル議員

何点か質問いたします。4ページの目的のところなんですけれども、さきほどの説明で、海山は汚濁だけだったけれども、長島のは汚濁と枯渇が入っているので、枯渇も入れた目的で、この条例をつくるというお話だったんですけれども、この文書を見る限りですね、安心して飲める水を確保するため、紀北町にかかわる水質の汚濁を防止し、その水源を保護しというところから、枯渇という言葉は抜いてあるのですが、これでそのことが十分に、この1条では、私は枯渇の部分についての部分が抜けているのではないかなと思います。定義のところ初めて水源の枯渇をもたらすというところが対象事業、5の規制対象事業については出てくるんですけれども、やっぱり目的のところにも水源の枯渇という言葉はなぜ入れなかったのか、まず1点伺います。

そして6条のところでは3と4ですね。5ページなんですけれども、水源保護地域を指定するときはという、この3と4の違い、同じことを言っているのではないかなという、思われる節がありますので、3と4の違いというのか、詳しく説明をお願いいたします。

そして第11条ですね、禁止命令などというところがあるんですけれども、中止です。中止という、もう中止してしまうのかなという思いもあるんですから、対象事業の実施の中止というよりは、この11条を読むと一時停止というほうがわかりやすいのではないかなと思いますが、中止というところの詳しい説明をお願いいたします。

そして15条の措置要請について、町長は町の、6ページですけど同じ、町の行政区域外において対象事業を行う者とするときが、その地域が町の水源地保護のための適切な措置を講じる行政区域外においてですね、海山の場合も水源地の、自分たちの海山区域じゃなくって、隣の行政区域であったために大変苦労したんですけれども、その措置を要請するものとするという文書があるんですけれども、これは具体的にどのような措置を要請することができるのか、詳しい説明をお願いいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

担当課より説明させていただきます。

**北村博司議長**

奥川水道課長。

**奥川英水道課長**

まず、第1点のですね、目的のところに水源の枯渇の表現がないというご指摘でございますが、これにつきましては、水源を保護しということで対応できると考えております。

それから第6条のですね、3項と4項のところでございますが、3項、町長は水源の保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ20日以上期間を定め、水源保護地域を示す図書を供しなければならないというのと、町長は縦覧の場所及び前項に規定する、公示をするので、これにつきましてはですね、まず第2項で、町長は保護地域を指定するときは、水源保護審議会の意見を聞きます。で、聞いた後、地域指定をする場合には、町長があらかじめ20日以上期間を設けて水源保護地域の示す図書を縦覧に供します。その後、住民の方々等から意見がございました場合に、第5項で、町長は第3項に規定する縦覧の期間の経過後、審議会の意見を聴き、第6項で再度保護地域の指定をし、公示するものということでござい

す。

それから第11条の中止命令についてでございますが、一時停止のほうがいいのではないかというご指摘だと思われるんですが、この点も検察庁のほうといろいろ協議もさせていただきまして、一時停止という言葉ですと不明確であるという表現がございまして、中止命令という言葉を使わせていただいております。

15条のですね、経過措置要請でございますが、経過措置につきましては、紀北町の行政区域外の市町村に対してですね、紀北町の水源の安全を確保するよう要請すると、文書等で要請することになるかと思います。以上でございます。

**北村博司議長**

近澤議員。

**3番 近澤チヅル議員**

はい、目的のところですね、枯渇という言葉、その水源の保護というところで表しているんで、これで十分だという説明だったんですけども、特に今回の条例の目的ですね。枯渇、今裁判にもなっておりますし、私は枯渇という言葉でそれで十分表しているという説明だったんですけど、どのような協議をされたのかですね、私はなかなかこの水源の保護だけでは、枯渇というのは想像できないと思われる節があるんですけども、再度その、十分協議した内容をお尋ねしたいと思います。

そして6条についてはわかりました。11条についても了解いたします。

措置要請については、文書などで要請するということだったんですけども、そのこともどういうときにということか、もう文書だけでなく、すごく大切な部分だと思いますので、文書だけなのか、ほかの方法はないのか、再度お尋ねいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

保護という言葉では、ちょっと温いのではないかということだと思いますが、私といたしましてはですね、この保護ということの中にいろいろな意味の意味合いがあって、やっぱり水源を守っていかなければいけないと、その中には枯渇も入っているという判断でございます。

それと、文書だけでは生温いとおっしゃった。文書を出すだけのつもりはございません。いろいろな意味、旧海山町においてもですね、そういう議案がありました。ですから、そう

いった場合には十分協議してですね、私自身も出かけていながら、どのような施設ができるのか、どのようなものがあるのかということですね、これはもう紳士協定的なものですが、そういった行政区域外の方ともお話をしながらですね、どうやっていくのか。どうしても許可が出るものであれば、例えばそういった環境等に対する協定を結んで、立ち入れるようにさせてくださいとか、いろいろな方法論もあろうかと思います。それはすべてそういう近隣の行政区域外の方と、そういう問題があったらどんどん話し合いながら、自分たちの意見も言っていきたいと、そのように思っております。

**北村博司議長**

よろしいですか。

---

**北村博司議長**

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(正午 0時 00分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午後 0時 59分)

---

**北村博司議長**

日程第6 議案第27号 紀北町水道水源保護条例の、引き続き質疑を許します。

奥村議員。

**19番 奥村武生議員**

奥村であります。水源地の参考資料のほうのですね、資料2のことに書いてある新町の案のところ、銚子川流域で便ノ山取水井というふうに書いてあるわけですけども、この、い

わゆる地図で示された桃色の案で、町としてはいきたいという意思を持っているというふう  
に考えてよろしいんですね。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

はい、さきほど来からお答えさせていただいたようにですね、便ノ山、この地図につきま  
しては、そのように旧長島町の区域の部分とですね、そういったものを配慮させていただ  
いたうえで、この地図の上へ記載させていただいたということでございます。そういうこと  
でございます。

**北村博司議長**

町長、ちょっと誤解招いておる。この参考図面が誤解を招いておるんです。こうやって審  
議会へ諮問すると受け止めておる人が多い。違うんやろ。

明解にそれ言わんと、尾上町長。

**尾上壽一町長**

答え方がどうも不十分なようで、議長のほうからご指摘をいただきました。この地図にも  
書いてありますように、現状の部分というのはこの緑というのですか、そういう部分でござ  
います。で、旧紀伊長島町の区域設定の考え方を踏襲した場合がありますね、このピンクとい  
うのですか、赤っぽいところが入っていくということで、旧紀伊長島町の区域の考え方を海山  
区にもあてはめた場合、このような図面になるという審議会での1つの例でございます。

**北村博司議長**

町長ね、この図面のピンクの色がわかりにくいんさ。ピンクには違いないんやろけど、で  
すから、この紫色というのか青かな、この稜線、この線から上流部は全部やという。

**尾上壽一町長**

そういうことですね。

**北村博司議長**

だけどピンクというと、どれがピンクやて、ちょっとそれで誤解招いておるんですよ、午  
前中から。いいですか、奥村議員。

**19番 奥村武生議員**

結局、そうすると町としてはですね、町としてはこのピンクの部分を経島の例に沿って、  
指定をしたいという意思は全く持ってないということやね。すべて審議会へ丸投げするとい

うこととしてとらえていいのかどうか、ことを明快に。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すみません。さきほども申しあげましたように、水源の保護ということを考えますとですね、好ましいのではないかという考えは持っておりますが、あくまでも水源水道保護審議会のほうに諮問してですね、決定していただくという形でいきたいと思います。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

再度、好ましいということなんですね。今、好ましいというふうに答えられたので、好ましいというふうにとらえますけど。

それから、あとですね、住民のその、結局その取水口を、住民の取水口から住民の水道とっているわけですから、そこへ流れる、そこが影響受けないように区域を指定すると思うんですよ。するはずなんですよ。そこが水源が枯渇は別にしてですよ、汚濁の場合はそこが影響を受けてはならないと思うんですよ。それはよろしいと思うんですけど、その考え方よろしいんやと思うんですよ。そういう観点に立つとですね、当然のごとく長島のような形をとらないと、その影響を排除することはできないですよということを、私は言いたいわけなんです。そういう考えでよろしいですかということ。

それから、この、この海山の線を引いてありますけども、ピンクの塗ったほうの海側のほうですけども、これは尾根から尾根へ結んでいる線というふうに考えてよろしいんでしょうか。何と言うのでしょうかね、町長も本当に守ろうと思えばですね、この3つ目には、審議会の中にですね、その地下水及び伏流水に対しての見識を持った人を入れないと、相当その権限を審議会の中に委譲するわけですから、まさに住民の命を守ろうと思うと、その審議会の中に地下水、伏流水、表流水に対しての権威ある人を入れないと、これはとんでもないことになりますよということを、私は指摘したいんですよ。2つ目についてはね。

それから、紅ヶ平の例もあるようにですね、河口から1,000mとか1,500mも潮が遡ってきている例もあるわけですよ。そういう例もあるし、その先回のその裁判の中での学者の意見にも、下流だから上へ上へのってこないんだという考え方じゃなしに、水脈というのは非常に入り組んでいてですね、相当下流であっても上流にあるその取水口が影響受けるという

ことだってあり得るという、確か発言をされている、意見書を書いているというふうに考えているんですけども、その辺は町長は精読をされたのかどうか。

それから次にですね、水源地保護条例は、水道法に基づき町民が安心して飲める水を確保するため、水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、将来にわたって町民の生命及び健康を守ることを目的とし、制定したものです。そのために水源保護地域を指定し、その指定された地域内において水質を汚濁し、又は枯渇につながるおそれのある事業所を対象事業と定め、将来にわたってその水質と水源を保護しようとするものであります。憲法第14条では、すべて国民は法の基に平等であって、差別されないと謳われていますが、本日提案された本条例は、この憲法の精神に欠けた条例と判断するわけです。対象事業について、条例施行後に事業を行おうとする対象事業場は事前協議書を提出し、審議会に諮られ、規制対象事業場となるか、規制対象事業場にならないかの決定を受けます。なお、規制対象事業に認定されなかった場合であっても、将来にわたって行政の干渉を受けることになります。しかし、条例施行の際にすでに設置されている対象事業場については、一切条例の規制がかからないものとなっております。全協での町長の答弁は、現在、水道水源に影響がない事業であるため、既設の事業については規制する考えはない。万一、影響を及ぼすような状況になった場合は、私が事業所に出向いて話し合いをしますと述べられたが、このような考えでは何のための対象事業場と定めるのか理解できないものである。水質を汚濁し、又は枯渇につながるおそれのある事業場を対象事業と定めたのであるなら、既設の事業場についても新たな対象事業場と同様に対応すべきであると思う。これでは法の基に平等という精神ではなく、不備な条例と言っても過言ではありません。経過措置を設けて既設の対象事業についても規制をしなければ、あとあと大きな問題が生じる可能性があるかと判断するものですが、この点についてお伺いしたい。4点目については。以上です。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まず、最初の1点目ですね。考え方はやっぱり議員おっしゃるように汚濁についてですので、いろいろな角度からやっていかなければいけないし、その上流部からの汚染ということも考えられます。でも下流につきましては今現在の旧条例につきましては、さきほどのような制限となっております。

それと対象事業場についてですね、この件についてはすべて規制するものではなく、水

道の水質の汚濁を防止し、水源を保護するために皆で協力していただけないかという思いでの条例だと思います。

それと既存の事業所等についてはですね、ここの第5条、事業者の責務のところがございます。事業者は、その事業活動が水質に与える影響に鑑み、水質の汚濁の努力に努め、自ら進んで水源の水質の保全に必要な措置を講じなければならない。事業者は、水道に係る水質の汚濁の防止に努め、町が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならないということで、これは対象事業場だけではなく、すべての事業場に対して水質の汚濁や水源の保護をするための協力をしてくださいよ、責務がありますよということ、ここで述べさせていただいております。以上です。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

答弁漏れが1つあるけど。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

審議会委員につきましては、前回はそういった専門家等も入っておりますので、そういった部分を配慮していきたいと思っております。

下流でもですね、どの程度影響するかということも含めて審議会のほうで、やはりその専門家等の意見も聞きながら、やっていくべきだと思っております。ただ、潮が上がってきた場合ですね、その前に町の責務というのがございます。その部分で潮が上がってきたような場合、やはり水道水源を守るためには、いろんな施策を講じて防いでいかなければいけないと、そのように思っております。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

3回目ですけども、私の言うのはですね、水質汚濁防止法でもあるように、経過措置を設けないと、あとあといろんな問題が必ず出てくるということなんです。事実、今町が抱えている問題でも経過措置を設けてないためにですね、指摘されているじゃないですか。何にも先回のその今抱えている問題について、十分分析もしてないじゃないですか。



それから審議会にその専門家を入れるという、当然のごとく入れるというふうに言いましたけども、これ町長あれですよ、山がこうありましてですね、この山の尾根から降ってきた水のみが、ここに影響受けるわけじゃないんですよ。この山の裏側からの水も影響受けるということを述べておきますよ。そういう点をわかる、その専門家を入れないと駄目だということと、それからさきほど言った、私の言うのは経過措置を設けないと、どんだけ町が言ったって相手ははねつけてきたら、何もできないということがあるということと、それから業者に対して、前にも申しましたけども、水量の枯渇についてはですね、問題を提起する以上、業者に対して水量のボーリング調査をさせるというのが原則なんですよ。だから致命的な欠陥も持つその条例であるということは、私は指摘しておきたいんですよ。その辺を十分考えてやらしてもらわないと困るということを申し上げたつもりですけども、どうですかね。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

この専門家につきましてはですね、奥村議員おっしゃるように、いろいろと検討してですね、審議会委員を選んでいきたいと、そのように思います。

それと業者につきましてはですね、紀北町で今、事業していただいている方は優良なパートナーだと思っておりますので、あくまでも紳士的にお願いをしていって、個々の事業者の責務を守っていただき、町も町の責務を守るために努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

ボーリング調査につきましてはですね、今後、その業者の取水量等も調査しながらですね、そういった部分を把握していきたいと、そのように思っております。

**北村博司議長**

町長、一部やっておるんじゃないですか。赤羽簡水なんかはボーリング調査したやろ。そこに裁判の前段階のところ、一審二審のこれでやっておるやろ。一部やっておるはずですけどもね。

**尾上壽一町長**

不確かですので、ちょっと私答弁できません、今の段階では。

**北村博司議長**

はい、もう3回終わりましたが、よろしいですね。

ほかに、ご質疑ありますか。

松永議員。

**17番 松永征也議員**

第2条の定義のところなんですけども、第1号の水源なんですけどもね、取水施設と貯水施設が記載されておるんですけども、海山町の条例では、このほかにですね、浄水施設も入っていたと思うんですが、これが抜けておるということはどういうことなのか、お聞きしたいということとですね。

もう1点は、罰則規定のこの23条ですね、今日初めて追加で第6号が入ったわけなんですけども、これについては先月にもですね、全協開いたりどうかして、検察庁とは十分に時間をかけてね、協議を行ってきたということであったんですが、本日、この追加でこの項目が入ったわけなんですけども、その経過等についてですね、ご説明をいただきたい。ちょっと疑問を持つもんですから、お願いします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

その点につきまして、担当課のほうから答弁をいたさせます。

**北村博司議長**

奥川水道課長。

**奥川英水道課長**

まず、第2条の第1項、水源のところの取水施設及び貯水施設に係るという言葉でですね、浄水施設がないという言葉でございますが、ここの取水施設と貯水施設というのは、水道の施設の用語でございますので、上水、簡水という表現ではございませんので、よろしくお願いいたします。

それから、第23条の第6号を追加した経緯でございますが、さきほどもご説明させていただきましたが、当初ではですね、第23条第3号の11条第1項の規定による事業の中止命令に違反した者、この中に含まれるという判断でございました。で、再度、検事さん等とですね、再度協議したところ、こちらに含まれるというのは不適切であるという、再度の指摘がございまして、新しく第13条を追加したほうが良いというご指摘がございましたので、今回第6号ということで、第3条の規定による命令に違反した者ということで追加し、適切にわかりやすい表現にしたということでございます。以上でございます。

**北村博司議長**

松永議員。

**17番 松永征也議員**

罰則規定についてはですね、追加で協議を行ったということなんですか。

それとこの2条の関係なんですけども、この水道法においてもですね、水道施設とは取水施設、貯水施設、それから浄水施設も水道施設に入っておるわけなんですけども、今後においてもですね、必要になってくるのではないかと、その点についてご説明をお願いします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まず、さきほどのですね、追加であったかということですが、これ前回の全協のときにもご説明させていただいて、検察庁からですね、そういう指示いただいていますのでということで、前回のときに説明させていただいて、今回、議案ということで正確に載せさせていただいたような次第でございます。

それと、ほかのところは担当課からお願いします。

**北村博司議長**

奥川水道課長。

**奥川英水道課長**

申し訳ございません。水源ということでございますので、水源にかかわるということで、取水施設と貯水施設に係る地域で水道の原水を取り入れる区域ということで、浄水と言いますと洗淨というところがございますので、あくまでも取水する施設ということで記載させていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

**北村博司議長**

ほかに、ご質疑ございますか。

中本議員。

**14番 中本衛議員**

14番 中本衛、1つだけ確認させていただきます。今回の本条例を制定することによってですね、現在、損害賠償請求事件訴訟中ではございますが、このことが町にとって何ら不利になるということはないかと。断定、はっきりとお答え願いたいと思います。

**北村博司議長**

尾上町長。

尾上壽一町長

これは担当課でも何度も弁護士等からですね、お話を伺っております。そして、この間の第9回の裁判がありまして、そのあとの打ち合わせ等の会ですね、改めて私からも問わせていただきました、弁護士に。今、中本議員がおっしゃったように、そうすると影響がないというお返事をいただきましたので、このように提案させていただいております。

北村博司議長

中本議員。

14番 中本衛議員

じゃ、もう再度だけ、確認します。影響がない。もう断定はできるということですね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

弁護士にですね、尋ねたところ、全員が首を振ってですね、大丈夫ですかと言ったら、首を縦に振って、はいということをおっしゃっていましたので、私としては代理人、法律に長けた方でございますので、そちらを信じさせていただいております。

北村博司議長

中本議員。

14番 中本衛議員

町長が専門家に聞いてそれを信用して、もう何も影響がないと、そういうふうに断定されるということで、確認とってよろしいですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい。

北村博司議長

ほかに、中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

私のほうも1点だけお聞きします。この水道水源保護条例の制定にあたってですね、全協の中でもありましたが、他の市町村のこの条例等も参考にしたという話もお聞きしました。今はインターネットで簡単に資料もとれるのでですね、どこの町のその条例なんかを参考に

されたのちょっと、もしありましたら2つでも3つでも聞かせていただきたい。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身もですね、インターネットで相当な数の条例を見せていただきました。それは本当に千差万別というのですか、同じ水道水源についてもいろいろな文言が並んでおりました。しかし、現実的には担当課がよく存じておると思いますので、担当課のほうに答えさせます。

北村博司議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

基本的にたくさんの条例を参考にさせていただいておりますが、全協でもご説明させていただきましたように、一応ベースはですね、旧紀伊長島町の水道水源をベースに考えながら、かなりの市町村の条例を確認しておりますので、今、こちらでどこのというのはかなりございますので、ちょっと今、お答えできませんので、よろしくお願いします。

北村博司議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

はい、私もほかの議員の方も同じなんだろうが、特にこの産廃訴訟の問題でですね、裁判になった関係もありまして、非常にナーバスと言いますか、敏感にこの問題をとらえようとしておるのは、私だけではないと思うんです。これは町長も同じなんだろうが。そこら辺ではね、訴訟が起っているようなこの条例に対して、云々ということでの訴訟が行ってないのが現実だと思いますんで、あんまり参考にはならないのかなと思うところも、節も私も持っておりますが、特にこういう水源保護条例が云々ということでの裁判は、やっぱり規制対象を設けて、罰則規定も設けて、この水を保護していくという、守っていくということが第一義にあらうかと思うんですが、町長のそこら辺のこの考え方といいますか、ほかの町村で全くこれはいい条例やと思うところはないかもわかりませんが、いろいろなところを参考にされたということですが、特に思い当たるといいますか、参考になったというのはありませんか。そのことだけで結構です。なかったらいいで。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もこう土曜日でしたかな、随分前の。ずっと朝から見ておりました、条例。むしろこの旧紀伊長島のですね、条例を模倣したのじゃないかというような条例もたくさんありましたので、そういった面も見ながらですね、担当課もこういった原案をつくり、弁護士とか検察のほうにですね、問い合わせさせていただいたうえで、作成させていただいた条例でございますので、どうかご理解をお願いいたします。

北村博司議長

ほかの市町の条例で訴訟になっているところもあります。念のためですが。

ほかに、ご質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

なければ本議題につきましては、質疑を終わります。

---

## 日程第 7

北村博司議長

次に、日程第 7 議案第 28 号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第 8

北村博司議長

次に、日程第8 議案第29号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第9

北村博司議長

次に、日程第9 議案第30号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第31号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

松永議員。

17番 松永征也議員

第1条ですね、同地域の区域内を紀北町内というのですから、町全域に対象にしておるわけなんですけども、これまではですね、一部の区域だけであったのかどうか、対象がね。そこらをお聞きしたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課より答弁いたさせます。

北村博司議長

税務課長。

家崎英寿税務課長

松永議員のご質問にお答えします。今までもなんですけども、松阪市以南の旧三雲村地域と旧嬉野地域を除く松阪市以南となっております。三重県の場合はです。以上です。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

町内ですね、区域じゃないんですか、これは。同地域の区域内を紀北町内、もう一度。

北村博司議長

税務課長。

家崎英寿税務課長

今までも旧半島振興法ができたときから、紀北町になっております。そのときにも旧海山町、旧紀伊長島町が範囲になっております。以上です。

北村博司議長

松永議員。

17番 松永征也議員

それでですね、この対象なんですけども、議案第30号のその過疎地域と、この31号の半島振興地域も重なると思うんですけどもね、その場合はどんなんでしょうか、どちらが優先することになるんですか。ダブっては対象にならんと思うし、こちらはあれですね、10分の1の税率の不均一の取り扱いなんですけども、こちらのほうは分が悪いと思うんですが、その辺、ちょっと地域がダブると思うんで、どちらを優先するのかどうか、お聞きします。

北村博司議長



家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

優先するんじゃないに、有利なのが、業者にとって有利なのが過疎法のほうが有利だと思います。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 議案第33号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑につきましては、分割はいたしませんので、歳入歳出について一括しての質疑を許し

ます。一括です。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

### 日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 議案第34号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

### 日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第15

### 北村博司議長

次に、日程第15 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例〕を議題とします。

質疑を許します。

東清剛議員。

### 20番 東清剛議員

提案説明の中での議事進行で、ちょっと申し上げましたんですけど、専決処分を行った3月23日というのが、本会議の最終日であって、多分重要な案件がありまして、6時ぐらいまでかかっているのが現実ですね。その日にわざわざ、なぜ専決の日になっているのか。専決した日にちはそうですけど、なぜこの日に専決をした、その理由ですよ。当然、本会議が開催されていますから、追加上程をするのが当然じゃないかと私は思っておりますし、それはできなかった理由があるんでしょうけども、この専決する理由というのが、この提案説明の中でもありますように、自治法 179条の第1項というのがね、議会が成立しない場合が謳われておるわけですよ。ほかにもそれに関連したのがありますけども。

ですから、処分を行った理由も、多分、総務財政常任委員会に付託されるんでしょうけども、なぜ専決したんかという理由自体も審議の対象になるんじゃないかと思うんですけども、その辺のことが明らかでないと、議会の最中のものを専決するというのが、よく理解できませんので、改めてその辺の理由をご説明ください。

### 北村博司議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

さきほども申し上げたんですが、3月の9日にですね、県のほうからいただきまして、3月9日というと本議会中でございます。そのような関係から、その条例を精査するのに時間等がかかり遅れてしまったということでございますので、おっしゃるとおり専決するより、やはりきちっと議会にですね、上程したうえであるのが本来だと思いますが、時間的な余裕がございませんでしたので、それについてはお詫びを申し上げます。

北村博司議長

東清剛議員。

20番 東清剛議員

違法にはならんのですかね。議会中に専決をしても、その辺の判断。そして当然、もし本会議中ですから、少なくとも手続き上で時間がかかるというのでしたらね、当然、本会議の最後にでもね、専決をしたい旨の説明があっても良かったのではないかとということも考えられるんですけども。

もう1つは、これ議会中の専決処分というのは、違法性がないのかどうか、その辺をお伺いいたしますけども、いかがでしょうか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうより答えさせます。

北村博司議長

総務課長。

中場幹総務課長

お答えをさせていただきます。時系列に申し上げますと、地方公務員法の改正につきましては、平成21年の11月30日にございました。その後、国、県におきましては関連法案等、また改正事務等で約3カ月半後の平成22年3月9日付けで、私どものほうには3月10日にこういう改正ということで通知をいただいております。

その後、条例改正の事務を進めるわけなんですけども、他の条例とか、他の規則とかに影響ないか等含めまして、できるだけ早く議会に上程すべく準備を進めてまいりましたが、3月議会に間に合わすことができませんでした。そのために専決処分ということでさせていただいたのが事実でございます。以上でございます。

北村博司議長

違法性がないかどうかという、聞かれています。

総務課長。

中場幹総務課長

違法性の関係なんですけども、私の今の認識なんですけども、同日ということになっておりますので、なかなか難しいところもあると思うんですけども、私の今の判断によります

と、議員必携等も見せていただいたんですけども、一応、議長様が閉会という言葉のあとで、いろんな書類の処理をしたということで、それで進めさせていただいたというのが、事実でございます。以上でございます。

**北村博司議長**

東清剛議員、理事者のほうに違法性云々のお尋ねをなさっていますが、これは専決処分が適法かどうか、適正かどうかは議会自身が判断することでありまして、違法性云々じゃなしに。今後、最終日までに議会での確なご判断をいただければいいと思います。こちらに聞かれるよりも。よろしいでしょうか。

東清剛議員。

**20番 東清剛議員**

議長の言われるように、よくわかりまして、これを認めるか認めないかは議会側だというのを、よく認識しております。それにしてもね、このようなね、同じ日になぜしたのか、不思議じゃないですか。これは閉会后ということもありますけどもね。だったらあのときは6時ぐらいまで本会議やってましたよね。ですから、そこまでかかったのかどうか。それは時間的にもね、言い訳にはなるとは思いますけども、常任委員会としてどのように扱うかは、総務財政常任委員会に付託されるんでしょうけども、よく委員会の中で、皆さんの意見を伺った結論を出したいと思っております。以上です。

**北村博司議長**

質問じゃないんですね。質疑じゃないんですね、今の。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

**日程第16**

**北村博司議長**

次に、日程第16 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて〔紀北町町税条例の

一部を改正する条例]を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第17

北村博司議長

次に、日程第17 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度紀北町一般会計補正予算(第5号)〕を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第18～日程第22

北村博司議長

次に報告案件に入ります。

お諮りします。

5件の報告案件につきまして、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、報告5件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、まず提案者から提案理由の説明を求めます。

なお、報告第5号と第6号については、提案者からの説明のみとなりますので、詳しく説明していただくよう、申し伝えいたしておきます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは5件の報告案件について、ご説明をさせていただきます。

報告第2号 平成21年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年3月定例会におきまして、平成21年度紀北町一般会計補正予算（第4号）でご可決いただいた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月末日をもって総額5億5,798万6,000円を平成22年度に繰り越すものとする繰越計算書を調整いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第3号 平成21年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてであります。平成21年度紀北町水道事業会計予算におきまして、町道古里江ノ浦線上下水道配水管布設工事及び町道茂原前山線配水管布設替工事につきまして、総額2,103万1,900円を平成22年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人紀北町開発公社の平成21年度の決算と平成22年度の事業計画等の書類を作成しましたので、議会に提出し、報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。平成22年4月21日午後4時頃、紀北町立老人ホーム赤羽寮におきまして、赤羽寮職員が施設内の除草作業中、周囲の安全確認を怠ったため、草刈り機により巻き上げられた小石が、隣接駐車場に駐車していた車両のリアガラスを直撃し破損させてしまいました。

その後、同年5月10日に損害賠償額を5万6,870円として和解が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告しようとするものであります。

今後、このような事故が発生しないよう除草作業時等には周囲の安全をよく確認するとと

もに、危険が予測される場合には、飛散防止板を使用する等の措置を講じた上で作業してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 報告第6号 専決処分の報告について

平成22年3月3日午前4時頃、白浦墓地におきまして、白浦墓地に隣接する紀北町の町有林内に自生する全長18m、直径60cmの幹内部が腐食した椎の木が、突風により白浦墓地内に倒れ5基の墓石を破損させてしまいました。

その後、同年5月14日に損害賠償額を合計85万9,110円として、当該墓石を所有する5名の方と和解が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

このような事故が再度発生し、町民の皆様にご迷惑をおかけすることがないよう、今後、町有財産の管理には十分注意してまいりたいと考えていますので、議員の皆様にはご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、5件の報告案件につきまして、ご説明申し上げましたが、報告第2号から第4号までの詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

#### 北村博司議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず報告第2号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

#### 堀秀俊財政課長

それでは、報告第2号の説明をさせていただきます。

議案書の78ページをご覧ください。報告第2号 平成21年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成21年度 紀北町一般会計補正予算（第4号）第2条の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

79ページをご覧ください。平成21年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書により、説明をさせていただきます。繰越計算書の款、そして項、事業名、そして翌年度繰越額の欄をご覧くださいと思います。



繰越明許費により平成22年度に繰り越した事業は、まずは第2款総務費、第1項総務管理費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の住民関係分 5,758万円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の住民関係分 3,131万9,000円を繰り越すものであります。

第3款民生費、第2項老人福祉費では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、福祉保健関係 258万3,000円、第3項児童福祉費では子ども手当等支給事業 426万円を繰り越すものであります。

第5款農林水産業費、第1項農業費では、中山間地域総合整備事業で 600万円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の農政関係分 800万5,000円を繰り越すものであります。

80ページをご覧ください。同じく第5款農業水産業費、第2項林業費では、森林整備加速化林業再生基金事業 2,300万円、美しい森林づくり基盤整備交付金事業 4,364万6,000円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、林政関係分で 231万2,000円を繰り越すものであります。

第6款、第1項商工費では地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、観光関係分で 490万5,000円を繰り越すものであります。

第7款土木費、第1項土木管理費では地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、建設関係で 8,390万3,000円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、建設関係で1億1,220万円を、また第2項道路橋りょう費では町道道路改良事業、町単分で 2,838万円を繰り越すものであります。

81ページをご覧ください。同じく第2項道路橋りょう費の町道茂原前山線整備事業で 3,805万円、県単道路改築事業 9万8,000円、また第3項河川費では、急傾斜地崩壊対策事業 87万8,000円、第5項都市計画費では県営公園事業負担金で 724万1,000円を繰り越すものであります。

第8款、第1項消防費では、消防機械器具整備管理事業で80万円、防災行政無線管理事業で 515万円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、防災対策関係分で 940万円を繰り越すものであります。

82ページをご覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、学校教育関係で 1,960万7,000円。第5項社会教育費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、生涯学習関係分で 1,225万9,000円。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、生涯学習関係分で 3,731万6,000円を繰り越すものであります。

第10款災害復旧費、第2項林業水産施設災害復旧費では、国補林道災害復旧事業で 1,881

万 2,000円、第 3 項公共土木施設災害復旧費では、併用林道災害復旧事業28万 2,000円を繰り越すものであります。

以上、合計しまして、5 億 5,798万 6,000円を、平成22年度に繰り越すものでございます。そしてその財源としましては、国県支出金 3 億 9,531万 4,000円、地方債が 8,960万円、その他28万 2,000円、一般財源は 7,279万円であります。

以上で、報告第 2 号 平成21年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、報告第 3 号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

#### 奥川英水道課長

報告第 3 号についてご説明いたします。

議案書83ページをお願いいたします。

報告第 3 号 平成21年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について、平成21年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり、繰越使用するので、地方公営企業法（昭和74年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により報告する。

平成22年 6 月 8 日提出

紀北町長 尾上壽一

84ページをお願いいたします。平成21年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名としまして、町道古里江ノ浦線上下水道配水管布設工事、予算計上額 2,215万円、支払義務発生額 803万 3,550万円、翌年度繰越額 1,411万 6,450 万円、繰越理由としましては、町道古里江ノ浦線等改良事業との日程調整が難航したことにより、配水管布設工事が遅延したためでございます。

下段のほうの同じく第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、事業名 町道茂原前山線配水管布設替工事でございます。予算計上額 1,287万円、支払義務発生額 595万 4,550円、翌年度繰越額 691万 5,450円、繰越理由としましては町道茂原前山線改良工事が遅延したことにより、配水管布設替工事もそれに伴い遅延したためでございます。

以上でございます。

## 北村博司議長

次に、報告第4号についての内容説明を求めます。

川合企画課長。

## 川合誠一企画課長

それでは、報告第4号についてご説明させていただきます。

議案書の85ページをご覧ください。

報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり財団法人紀北町開発公社の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等を提出し報告する。

平成22年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、86ページをご覧くださいと思います。平成21年度事業報告でございます。1の事業の概要であります。まず（1）その他の固定資産では、小松原にあります公社住宅の管理運営に関することといたしまして、公社が所有しております小松原住宅には6戸ございますが、うち1階2号室の入居者が平成21年4月29日に退去し、その後、入居者募集を行ってまいりましたが、年度内には入居者が決まらず空き室になっておりました。今年度になりまして、入居申込みがあり4月9日から入居いただいております。

次に、2. 理事会等についてでございますか、平成21年4月24日、12月16日、平成22年3月26日の3回、開催いたしております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、87ページをご覧ください。これは平成21年度収支計算書でございます。主なものを決算額の欄でご説明させていただきます。まずIの事業活動収支の部、1事業活動収入、①事業収入、付帯施設収入の決算額は167万3,100円で、これは小松原住宅の家賃収入でございます。予算額と決算額の差27万900円の減は、空き室等によるものでございます。

次の②雑収入、受取利息3万6,692円は、預金利息で、差異の3万5,692円は定期預金の利息でございます。雑収入の10万9,690円は公社用地の貸付料でございます。貸付先のN T Tが6,000円、中部電力が9,140円、前田建設工業株式会社が4万7,275円ありますが、前田建設工業株式会社につきましては、平成22年度分が本年3月31日に再度入金ございましたので、この部分も含めて計上しております。従いまして、雑収入の予算額に対する差異4万7,690円はこの分によるものでございます。

以上、事業活動収入合計の決算額は181万9,882円でございます。

次に、2. 事業活動支出の主なものといたしましては、理事者出席の理事報酬が2回分で11万円、図書の追録代や事務用消耗品が3万2,150円、小松原住宅の修繕料が33万750円、法人県民税2万円などで、事業活動支出の決算額は52万8,490円であります。このことによりまして、事業活動収支差額の決算額は129万1,392円となります。

次の88ページのII投資活動収支の部、III財務活動収支の部、IV予備費支出につきましては、決算額はございません。従いまして、当期収支差額は129万1,392円となり、前期繰越収支差額の1,368万9,420円とあわせまして、次期繰越収支差額は1,498万812円となりました。

次に、89ページをご覧ください。正味財産増減計算書についてご説明いたします。この計算書は対象年度に収入すべきもの、支出すべきものを表す計算書でございます。まずIの正味財産増減の部、1. 経常増減の部、(1) 経常収益であります。当年度欄の上から5行目、経常収益計は174万5,607円で、主なものは小松原住宅の家賃であります。

続きまして、(2) 経常費用は、先程ご説明いたしました87ページの事業活動支出に加え減価償却費として65万4,697円を計上いたしております。これは小松原住宅の平成21年度分の減価償却を行うものであります。このことによりまして、経常費用計は118万3,187円となり、当期経常増減額は56万2,420円となります。

次に2の経常外増減の部では、(1) 経常外収益、(2) 経常外費用ともにございませんでした。このことによりまして、当期一般正味財産増減額は56万2,420円となり、一般正味財産期首残高が7,334万1,869円でありましたので、一般正味財産期末残高は7,390万4,289円となります。これにIIの指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高、これは基本財産分でございますが、2,610万7,100円を加えまして、IIIの正味財産期末残高は1億1万1,389円となります。

次に、90ページ貸借対照表の当年度の欄をご覧いただきたい思います。まずIの資産の部、1. 流動資産は普通預金494万5,802円、定期預金1,003万5,010円であり、流動資産合計は1,498万812円となります。続きまして、2. 固定資産(1) 基本財産の基本財産合計は、2,610万7,100円であります。(2) その他固定資産は海山区船津の小松原に所有する紀州造林跡地ほか合計5,897万752円で、固定資産合計は8,507万7,852円、資産合計は1億5万8,864円となります。

次にIIの負債の部につきましては、1. 流動負債として、前田建設工業土地貸付料の平成22年度分4万7,275円を前受け金として計上いたしております。

次にIIIの正味財産の部は、1. 指定正味財産の基本財産が2,610万7,100円、2. 一般正

味財産が 7,390万 4,289円で、正味財産合計 1億 1万 1,389円となり、負債と合わせまして 1億 5万 8,664円となります。

次に、91ページは財産目録であります。

それから、92ページは財務諸表に対する注記でございます。

続きまして、93、94ページはその他固定資産の明細書でございます。平成21年度期末価格合計は94ページの右下でございます。5,897万 752円となります。

それから95ページ、96ページ、97ページでございますが、これはその他固定資産の主な位置でございます。95ページが小松原の紀州造林跡地の位置図でございます。96ページは便ノ山の杉野用地でございます。また97ページは馬瀬の外荒古の用地でございます。

98ページにつきましては、平成21年度の決算監査を受けた結果の写しを添付してございます。

続きまして、99ページをご覧ください。平成22年度の事業計画でございます。現在のところ平成22年度事業計画といたしましては、公社住宅であります小松原住宅の管理運営に関することでございます。

それから次に 100ページをお願いいたします。このページは平成22年度収支予算でございます。主なものを予算額でご説明させていただきます。Ⅰ事業活動収支の部の 1. 事業活動収入では、付帯施設収入といたしまして、住宅家賃収入が 178万 2,000円、雑収入といたしまして土地の貸付料 6万 2,000円、これは近畿自動車道紀勢線の工事に伴う会社等への土地の貸付等を含んでおります。このことから事業活動収支の合計は 186万 7,000円であります。

次に 2. 事業活動支出の主なものといたしましては、役員報酬が18万円、修繕費が50万円、これは小松原住宅の修繕料を見込んでおります。用地管理費10万円は公社が所有する土地の管理費であります。事業活動支出計は 105万円となります。昨年度と比較しマイナスの 9万円となっております。これらのことから事業活動収支差額は81万 7,000円となり、昨年度と比較し 5万 1,000円の減となります。

次に、Ⅱ投資活動収支の部でございますが、現在のところ土地などの売却予定がございませんので、予算計上はありません。特にⅢ財務活動収支の部でございますが、借入金がございませんので、予算計上はありません。

次に、Ⅳ予備費支出といたしまして10万円を計上いたしております。このことによりまして、当期収支差額は71万 7,000円となり、平成21年度からの繰越差額であります前期繰越収支差額 1,492万 8,537円とあわせ、次期繰越収支差額は 1,564万 5,537円となります。

続きまして、101ページをご覧ください。正味財産増減計算書でございます。本年度の欄をご覧ください。Ⅰ一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部、(1) 経常収益の経常収益計は186万7,000円であります。(2) 経常費用は前ページの平成22年度収支予算に小松原住宅の平成22年度分の減価償却費65万4,697円をあわせたもので、経常費用計は180万4,697円となり、当期経常増減額は6万2,303円となります。また2. 経常外増減の部はございません。このことから一般正味財産期首残高7,389万9,289円に、当期一般正味財産増減額6万2,303円を加えますと、一般正味財産期末残高は7,396万1,592円となります。

Ⅱ指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高は2,610万7,100円でありますので、Ⅲの正味財産期末残高は1億6万8,692円となります。

次に、102ページは貸借対照表でございます。本年度の欄をご覧ください。Ⅰ資産の部、1. 流動資産の普通預金は559万457円、定期預金は1,005万5,080円で、流動資産合計は1,564万5,537円。2の固定資産の(1)基本財産合計は2,610万7,100円、(2)その他固定資産合計は5,831万6,055円で、固定資産合計は8,442万3,155円でありますので、資産合計は1億6万8,692円となります。

次に、Ⅱ負債の部では、借入金等ございませんので、計上はいたしておりません。

Ⅲ正味財産の部、基本財産は2,610万7,100円で、一般正味財産7,396万1,592円を加えた負債及び正味財産合計は1億6万8,692円となりました。

次に、103ページをご覧ください。これは財産目録でございます。

また、104ページは財務諸表に対する注記でございます。

105ページ、106ページはその他固定資産明細書であります。その他固定資産の平成22年度末の期末価格につきましては、右下にございます5,831万6,055円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

#### 北村博司議長

以上で報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

北村博司議長

日程第18 報告第2号 平成21年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑を許します。

玉津充議員。

7番 玉津充議員

今回のですね、この繰越明許費なんですけど、翌年度繰越額とその金額がですね、丸々100%翌年に繰り越すというのがほとんどでありまして、あと一部使用して繰り越すというものがあると思うんですが、特別こうなった理由を教えてください。

それで2点目にですね、子ども手当支給事業費というのが、繰越になっています。これがどういう計画で使用されるのか教えてください。以上、2点です。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれ担当課から説明をさせていただきます。

北村博司議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

金額、この繰越明許費計算書の金額というところと、繰越額のところが同じやつがたくさんあると、これの理由ということなんですけど、この部分につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の分でして、これがですね、予算計上させていただいたのが、3月補正の段階だったということでありまして、全部繰越というような措置をとらせていただいた結果でございます。以上です。

北村博司議長

福祉課長。

谷吉希福祉保健課長

失礼します。子ども手当支給事業でございますけれども、426万円は電算システムへの導入ということで、ご理解いただきたいと思っております。

北村博司議長

事務費ですね、それ。

玉津議員。

7番 玉津充議員

正確には答弁漏れなんですけど、事務費にしても426万円ですか、私はその理由じゃなくって、時期をお尋ねしたんですね。使用する計画は、その時期を教えてください。

北村博司議長

谷福祉課長。

谷吉希福祉保健課長

時期といたしましては、この6月期に支払いを終わらしまして、それまでの電算システムの費用を繰り越しております。

北村博司議長

ちょっと何かかみ合っていないね。玉津議員はこども手当をいつ支給するかというお尋ねなんですか、それともこの電算システムをいつから使用しているのかというお尋ねなんですか。何かかみ合っていないんですが。

7番 玉津充議員

426万円がですね、繰り越されてます。これが使用される時期はいつかということ。

北村博司議長

いつ出金されるのかということです、電算システムの。

谷福祉課長。

谷吉希福祉保健課長

6月支給するために今回この費用を繰り越しさせていただいて、今回6月に支給させていただきました。

北村博司議長

もう要するに使っておるとのことやね、現時点で、今日時点で。

谷吉希福祉保健課長

はい。

北村博司議長

もう使ったという話です。だから繰越の措置は後になったわけやな、早く言えば、そういうことやな。

玉津議員。

7番 玉津充議員



それではですね、この 426万円というのは、もう既に使ったということですね。ということは、確認させてくださいよ。返事くださったら結構です。子ども手当を支給するために、何かを購入すると、そのための予算が 426万円で、それはもう既に消費してますと。で、子ども手当もそれで計算が完了して、支払う手続きになってますと。そういう認識でよろしいですか。

**北村博司議長**

もう払ったんやろ、払たなら払ったとはっきり言わないかんよ。もう振り込んだんやろ、口座に、もう執行済やろ、明確に答えてください。

谷福祉課長。

**谷吉希福祉保健課長**

6月7日に支給は終わりました。

**北村博司議長**

町長。

**尾上壽一町長**

子ども手当を支払うためのですね、電算システムの改修ですので、子ども手当は既に支払われましたので、それまでのシステム改修の費用ですので、執行いたしております。

**北村博司議長**

よろしいですか。

他に、東篤布議員。

**1番 東篤布議員**

1番 東篤布。2点ほどお尋ねします。まずですね、79ページの繰越のことなんですが、この地域活性化交付金って、いつ出たんかな、これ。僕はいろいろ聞きますとですね、もっと早く事業計画を立ててですね、この交付金の使い道を明確にせねばならんような話を、よく聞いておったんですが、そのような遅れで繰越になっておるんじゃないかなろうかと、こう懸念するわけですけど、その点はいかがなんでしょうかという点ですね。

80何ページやったかな、80ページから81にかけての土木費でございますけれども、約2億7,000万円強ですね、繰越になっております。先ほどの子ども手当のように、既に配布済といった予算じゃないと思いますので、また事業は実施されていない、また遅れておるように思いますが、これは当町の年間の一般会計の予算の約3.3%ぐらいに当たるわけですね。この繰越金全体としてもですね、10%とは言いませんけれども、6%近い金額が繰り越されて

おるわけです。何の手続きがですね、不備であって、このように遅れたのか、総括的な話と今の土木費ですけれども、事業計画は立てておるけれども、実施されていないのか。事業計画すら立っていないのか。今いわゆるお金の使い道がわかっていないのか。その点をですね、お尋ねしたいと思います。これが繰越についてですけれども。

もう1点はですね、86ページですか、開発公社の件ですけれども、これは町長にお尋ねしたいんですが、86ページを見てみますと、平成21年、去年ですね、12月16日に第2回の理事会を開催し、

(「86はまだ」と呼ぶ者あり)

#### 1番 東篤布議員

86はまだか。それは後にします。では今のですね、繰越のことについてちょっと担当課長で結構ですから、教えてください。

もう一度言いましょうか。

#### 北村博司議長

いやいや要するにさね、このいわゆる13カ月予算のちょっと誤解してみえますから、そこを当初からこれは繰越を前提で議決しておるんでしょうか。だからそこを明確に教えてください。

堀財政課長。

#### 堀秀俊財政課長

お答えします。繰越、明許の決算書のことから少しもう一度確認をさせていただきたいんですが、この今から繰越をさしてもらう許可をいただくということではなくてですね、3月議会のときに理由等も申し上げてですね、全部繰越を承認していただきました額が、この金額というところにありまして、それで今回はその間違いなく繰越させていただきましたよという報告であるということを、まず一点確認していただきたいと思います。

それとですね、後それぞれの経済対策のやつが何本かありましてですね、どうしてこんなに繰越が多いんだというようなご質問だと思うんですが、これにつきましてはそれぞれ早いもんですと、8月補正ですとか、9月補正、それからこの前の3月補正というような格好に、3段階に分けて国のほうの交付金の時期にあわせて、事業を組んでまいりましたので、したがって、どうしてもそういった工期的なものですとか、いろいろな諸事情でですね、繰越やむなしということで、お話をさせていただきまして、その3月の議会の時に承認をいただいたというものでございます。

ですんで、その間違いなく繰り越させていただきましたという、今回のご報告なので、どうぞご理解をいただきたいと思います。以上です。

北村博司議長

東篤布議員。

1 番 東篤布議員

3月議会で議決されて繰越されておる、それはよくわかります。ただ僕もその時に質問すればよかったんですが、簡単にいうと土建屋さんが暇なときに、こんな大きな金額を早く出せるようにしたってほしい。それ今おっしゃったように、国のいわゆる県のいわゆるこちらに来た文書が遅れた、いわゆる予算づけが遅かったからと言いますけれどもね、これ気づけていかないかんの、こういうことがあったんですよ。地震でこの地域も、東海地方だけでなく、関東地方だけでなくって、この地方も東南海、南海等ですね、強化指定になった。それで耐震診断の予算は出た。そうしたらその後に耐震補強の予算が出なかった。それを県にやいやい言うて、耐震補強の予算も出していただいた。出てきたんです。このようように出てきた、遅ればせながら。それでそれが耐震補強の予算をいただくとするならば、耐震診断の結果を済ましてなければならぬ。この誤差がある。

いいですか。この報告書は出せるわけがない。出せるわけがない時期にそれを出してきた。だからみんなこの予算 200万円ぐらいやったかな、あの時にわずかな 200万円ですけども、一銭も使わずに繰り越した。そのような出し方を何でするんですかって、僕は県に話したことがある。いいですか。使いたくても、食べたたくても食べれないんですよ。耐震診断の結果が出て、それを県に報告しないと。それでなければ耐震補強の予算を使えません。そんな馬鹿な補正予算ないやないかって、僕は言うたんです。

だから、これに対してもただ国から県からの報告が遅いだけでなく、なぜもっと早くいただけるような手法がないのかも検討してほしいわけです。そうでしょう、せっかく子ども手当にしろ、何してでも出てきてでもですね、使えなかったら何もならんわけです。その点、十分課長にもお願いしてですね、その耐震診断、補強等のことをご存じですか、ちょっとそこもお尋ねして、質問に代えさせていただきます。

北村博司議長

ちょっと理事者のほうね、これはいわゆる国の景気浮揚の補正でしょう、それを受けてからでしょう。そやで議決はいつだったのか、国の。国会のね。

1 番 東篤布議員

そこのずれがあるんです。

北村博司議長

それを含めてきちんとね。

1 番 東篤布議員

本年度予算でね、組み込もうとしても間に合わないんですよ。間に合わないような予算を国が出してくることがあるということを十分承知しておってですね、この予算を出てきたら、もういいですか。閣議決定される前に、こういうものが出てくるんじゃないかなろうかと思ったときに、もう既に事業計画を立てなければ使用できない、使わずに繰り越してしまうということなんです。もたもたしておったら、繰越の繰越の事故繰になってしまって、使えなくなってしまうということを僕は言うわけです。その点を自覚されておられるかどうか、課長にお尋ねしておきたい。

北村博司議長

きちんと、どちらかという、財政課長よりも町長がですね、これはいわゆる13カ月予算ですから、もともと22年度のうちと、基本的な考え方でしょう、その辺を含めて、政策的な説明もきちんとしてください。

課長というよりも町長答弁してください。

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、特に3月定例会でご説明させていただいて、きめ細かな臨時交付金事業のことですね、皆さんにも審議いただいて繰越していただきました。先ほどおっしゃったように、いろいろなこともですね、国に対してもですね、いろいろな情報をつかみながら、いろいろな今回一括交付金の問題とかですね、今後の過疎ですね、過疎法による過疎計画の変更がないと、ソフト事業も使えないとか、いろいろな問題もありますので、東議員がおっしゃるようになりますね、国の動向を見て、そういったものがすぐ出れば対応できるように、行政としてはやっていきたいと、そのように思っておりますので、いろいろ国や県の情報を今後取りまとめながら、その予算を有効に活用できるような方法を取っていきたいと、そのように思います。

北村博司議長

東篤布議員。

1 番 東篤布議員

最後にですね、先ほど前者議員もおっしゃってましたが、専決処分されたけれどもですね、人事院勧告がなされたのが、いつやったっけ、ちょっと日にちは忘れまして勧告が出た。その時点から町は把握しておいたらね、議決されるまででも、されたのは予算化されたのは11月やもしれません。人事院勧告、確か3月でしたと思うんですけども、その時点から把握しておればですね、3月の定例会の最終日、6時までかかったあの時は、それから残業してまでですね、専決せんでもええのや。日にちを重ねるから議会軽視でなかろうかと言われるんじゃないかと思う。

#### 北村博司議長

東議員、もうそれは、もう先ほど質疑を終了してます。

#### 1番 東篤布議員

済んだ話ですが、続くんでね、まあそういうことでね。だから、極力早いめに情報をつかんでいただいて、繰り越すことのないように、何分この地方は冷えきってますんで、もったいないんですね、出てきたらすぐに使えるように、もう準備して、受け皿をつくって待っていただきたい。

もう一度町長に念を押して終わります。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

篤布議員おっしゃるようにですね、例えばこのハード事業ばかりではなしに、緊急雇用とかですね、ふるさと雇用の問題についてもそうです。うちは結構情報もつかませていただいて、雇用の面につきましてもですね、そういう手当をさせていただいておりますが、他の市町については、やはりその部分が使われてないようなところもあります。ですから東議員がおっしゃるように、今後もですね、情報を早くつかんで、そういった国の施策や県の施策に対応できるような姿勢で臨んでまいりたいと思います。以上です。

#### 北村博司議長

他に質疑ございますか。

近澤チヅル議員。

#### 3番 近澤チヅル議員

前者議員と重複する部分があると思うんですけども、3月議会の時にですね、地域活性化・きめ細かな臨時交付金なので、早く実施して、なるべく地元の人が潤うようにと

いうことをお願いして、町長のほうもそうしますという答弁も、3月議会ではいただいたんですけども、実際に先ほどからのお話を聞いていると、もう補正が来なくては、手はつけられないのか。それとも、この中には既に始めている事業があるのか。その点だけ1点お伺いします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ここにですね、ございますのが、先ほど課長も申し上げたように繰越計算書、繰り越しましたよという計算書でございます。ですから、近澤議員おっしゃるように、3月定例会で可決いただいた事業等につきましては、なるべく早くですね、特に町民の生活に密着した部分の予算がたくさん入っておりました。ですから1日でも早く着工しながら、していきたいと。それで経済の活性化も図っていきたくと、そのように思います。

**北村博司議長**

近澤議員。

**3番 近澤チヅル議員**

先ほどの質問の中で、正確に答えられなかったので、再度お伺いします。

このまま繰り越した金額の部分については、すべてまだ未着工ということで理解してよろしいんですか。

**北村博司議長**

町長。

**尾上壽一町長**

これはあくまでも繰越計算書ですね、調整をさせていただきました、この5月末をもって、こういう繰越がありますよということですから、どんどん事業的にできるものは進んでいるということをご理解いただきたい。

**北村博司議長**

まったく話がふり戻しに戻ってしまうもので、既に私が知っているだけでも、かなり執行しておるはず。ですからちゃんとそこをね、執行しとるのも相当あるはずやで、ちゃんと説明してください、それじゃあ。

財政課長。

**堀秀俊財政課長**

説明させていただきます。あのですね、この繰越をさせていただきました、特にきめ細かな臨時交付金事業とですね、全体では事業費としましては2億1,800万円ほどになります、積んでいただきますと。その中でですね、何十本というほど、いろいろなメニューがございます。各今項でくくらせてもらって、繰越させてもらった、説明をさせてもらったんですが、それですね、その中でどれとどれかというのが、ちょっとまだここには私も手元に資料がございませんが、かなりの部分もう着工しております。

で、議員さんが言われましたようにですね、できるだけ早くということの中で、前者議員さんもおっしゃいましたが、できるだけ早く着工できるようにですね、鋭意努力をしているところでございます。どうかご理解をお願いいたします。以上です。

#### 北村博司議長

ちょっとね、事業課が何本出しておるか、建設課、それから産業振興は雇用を大分やったりやる。雇用関係、観光関係は大分雇用、これに入ってないのか。

いいですか。

近澤議員。

#### 3番 近澤チヅル議員

ますます混乱してきた部分があると思うんですけども、進んでいるという事実はあるんですね。細かくは今のところ資料は、今は持ち合わせてないということで、理解してよろしいんですね。また進捗状況については、後日一覧表でもいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 北村博司議長

町長。

#### 尾上壽一町長

議員はすべての今事業出したのを出せとおっしゃるんでしょうかね。また調べてですね、出せるものは出させていただきますが、今課長が言いましたように、事業としてはですね、停滞しているわけではないんですよ。これは一応繰越明許の計算書ということで出させていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

#### 北村博司議長

よろしい。

他に質疑ありますか。

東清剛議員。

20番 東清剛議員

余りにもこれ町長の報告の理由、まず読んだらどうですか、町長。

5月末で締めた後での計算書でしょう、事業じゃないわけでしょう。だからもう少し説明の仕方を上手にしてくださいよ。わかりずらいんですわ。だから事業やっているけども、支払いしてないから、金額が残っとるわけでしょう、そうでしょう。事業にかかってますわな、当然決裁してないから、支払いしてないから残っとるだけでさあ、その辺もうちょっと理事者側しっかりした説明をせんとさ、だんだんこんがらがってくると思いますよ。訳のわからんね、ふだん聞き慣れん言葉が入っているから余計に、その辺を含めてもう少しわかりやすく説明するようにしてください。

質疑、どないように思いますか。

議事進行で、議事進行そやけども、もうちょっと。だから担当課も含めてね、町長が報告で提案しとるわけですから、それについてね、もう少しここにしっかり書いてあるんじゃないですか、5月末での、時点でのでしょう、言っているけども。

北村博司議長

個別に議論せんといてください。答弁求めておるんですか。

20番 東清剛議員

求めます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げましたように、これはあくまでも繰越計算書を調整して報告させていただいておりますので、そこの辺をご理解いただきたいと、先ほど報告のところで申し上げました。以上です。

北村博司議長

執行状況については、それぞれ常任委員会でお尋ねになってください、ね。具体的なそれぞれの関係、担当の常任委員会で。

他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。



---

## 日程第19

北村博司議長

次に、日程第19 報告第3号 平成21年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第20

北村博司議長

次に、日程第20 報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

早う終わらしましょうね。言いかけて言わんだら、何やとなるから、町長すいません。86ページですね、公社のですね、役員人事のことなんですけれども、去年の12月16日に第2回の理事会を開催しておりますね、その時に役員と選任とございます。その下にまた今年度3月26日に第3回の理事会を開いて理事長選任とありますが、役員の選任と理事長の選任というのは、年月日が違うと、こう判断してよろしいでしょうか。毎年そのようになっておられ

るんでしょうかという点ですね。

選任されたのであれば、理事長のお名前、副理事長のお名前もちょっと教えていただきたい。いつか聞いたんでしょうが、僕は聞いてない、他の議員さんも聞いてないように思いますけれども、という点ですね、後は 102ページになりましょうか、ごめんなさい、行き過ぎました。その途中にありましたですけど、賃貸の収益がございましたけれどもね、課長。

何を聞きたいかと言いますと、用地の賃貸料が他の業者等に貸して、この公社の用地を貸しておられますが、いかほどで貸しておるのか、明確な金額はいいんですけども、どのような積算基準でですね、公社が貸与しておるのかという点を明確にしていきたい。と言いますと、今まで言いますのは、今現在ですね、国交省が高速道路の工事に入っております。長島区でも海山区でも、民間の方々の用地をお借して、工事のですね、例えば待避所であったり、資材置き場であったりしておるわけですけども、そのいわゆる賃借料の決め方という基準があるんですかね。公社のいわゆる今この国の工事に伴って生コン屋さんであったり、いろいろなところに貸しておるようですけども、その基準がですね、国の基準と相違ないのか、あるのかという点をちょっとお尋ねしたいという点と、もう1つはですね、財産書を見てみますと、不動産の部分で、102ページですけども、小松原住宅につきましては65万4千某、建物の償却等で目減りしておるのではなからうかと思うわけなんですけども、不動産部門でいきますとですね、土地はそのまま横滑りになっております。国の査定基準、県の査定基準が、随分評価が下がってきております。非常にもう4、5年前と比べますとですね、5分の1以下に下がったんでなからうかと思われるような国の査定基準が出てきております。

であるのに、この公社のですね、この評価は昨年と同じように横並びで評価しておる。果たしてそれで本当の財産管理と言えるのかどうかという点をですね、お尋ねしたい。ただ水道課のですね、財産については、過去に評価した金額がずっと横もちでいくんだということは、水道課には以前聞きましたけれども、このまま一営利を目的とする公社だと、こう考えますとですね、このような評価をですね、安易に昨年と同じような評価をしておって、本当に正確な貸借対照表と言えるのかなという疑念を持つわけですので、その点をお答え願いたい。以上です。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

この算定につきましては、担当課のほうから説明させていただきます。

北村博司議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

お答えさせていただきます。

まず3点目の小松原住宅につきましてですね、これは102ページの貸借対照表の小松原住宅のことをおっしゃっているんだらうと思いますが、これにつきましては、当初ですね、取得した時点が、取得価格がございますね、取得価格から先ほど議員さんおっしゃいましたように、減価償却をしながらですね、現在この金額にきているということでございます。

こういう評価がいいのかどうかということでございますが、今までこういう形で来ておまして、今後ですね、それにつきましては、検討も必要かなというふうには思っております。

それから、賃貸料、土地の賃貸のお話がありました。どのような基準でということでございますが、特にですね、この賃貸の単価の選定につきましては、これは基準があるというふうに私も思っておりますが、どのような基準でというのは、ちょっと今把握してございません。

それから、役員の選任と理事長の選任ということでございます。これにつきましては、12月にですね、議員さん方の議会の役員改選がございます。それに伴いまして、理事会を開催させていただいて、役員の新たな役員の選任をさせていただいております。

それから、理事長の選任につきましてはですね、役員の選任はそういうことで12月に議会の役員の改選の後、開かせていただいているところでございます。ちょっと回答がよろしいでしょうか。

北村博司議長

何か、理事長、副理事長、誰やって聞かれた。

川合誠一企画課長

氏名でございますか。

北村博司議長

そうですね。氏名でしょう。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

ちょっと議長に、僕のですね、質問の仕方がまずくてですね、ちょっと課長も勘違いされたように思います。まずですね、公社の役員の選任ですけれどもですね、2回にわたって行われておるのがですね、通例なのですかとお尋ねしたん。いいですか。

昨年12月16日に理事会を開催し、役員、その時の議案がですね、役員の選任について、昨年の12月にしておいて、また今年度の3月26日に理事長の選任って、だから役員と理事長とは違うのかなと思う。同じ時にやられれば、これが通例なのか。昔からそのように年度をまたいで役員改選をしておるのかどうかという点とですね。

#### 北村博司議長

いや議事進行でしょう。

これ16日は理事やね、こちらでやられて。

#### 1番 東篤布議員

議長が今課長に言っておられたのは、名前をとおっしゃった。名前だけじゃないんですよ、議長。僕の質問がちょっと下手だったので。

#### 北村博司議長

ですから議事進行ですから、それで私は副理事長になってます。理事長は町長です。それで常務やったか、常務理事か。常務理事、専務理事やったか、副町長。で、前任の議長が前の副理事長でしたんで、辞職されてその後、現在の私が選ばれるという手続きもありますし、そんな関係でですね、2回行われたのは事実です。いきなりここで議長になったからって、即副理事長になるわけではありませんから。公社の理事会で選任する手続きが要りますから、その関係でこれ2回やね。日付までは私、記憶してませんけども、それで大半が、というんか、2、3人除いて全部あれやな、議員やね、そうそうそれで選任というんか、解任というよりも辞職して新たな理事長、副理事長を選ぶという手続きが要るんですわ。これは公社ですから。

(「了解」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

わかりましたですか。

よろしいですか。

企画課長。

#### 川合誠一企画課長

申しわけございません。ちょっと言葉足らずの点が1つ、まずございました。役員の改選、

選任の件でございます。12月ですね、役員を選任につきましては、これは任期がまだございますので、古い役員さんで集まっていただいて、新しい議会で決まりました新しい役員さんの選任を、古い議員さんで行っていただきます。

それで次に、3月につきましては、その新しい議員さんに集まっていただいて、理事長、副理事長等を決めるという慣例で行われているものでございます。

#### 北村博司議長

東篤布議員。

#### 1番 東篤布議員

役員改選についてはよくわかりました。

課長ね、ちょっとね、僕の質問が悪かったと思うんですが、102ページですね、貸借対照表なんです、小松原の住宅、建物のところのこれは目減りしておる。これは減価償却であったろうと判断します。しかしながら、上の土地の部分については、評価が横並びであるのはですね、いかがなものかと。いいですか、長島区においても、海山区においても、地価がどんどん急落しておるんです。これは水条例のせい、何のせいかわかりませんが、その点はこれで正確な貸借対照表と言えるんですかと、こうお尋ねしたんです。いいですか。そんな適当な数字書いて喜んでたらあかんやろ、お前。一般企業やったらなっとらんということになるよ、そやろ。去年と土地単価一緒なんですよ。馬鹿なことあるか、そんなことちゅうことになるわけですね。ということですよ。

それで用地を貸しておってね、いいですか、この決算書の監査員の報告にもあるんでしょうけれども、適切な運営をされておるといことはですね、町の財産である土地を、妥当な金額で貸しておるかどうか。それは今現在、何を目安にするかということ、国県が賃貸借をしておられる金額でなかろうかと思うの。

それと右へならえしてやっておるのか、ないのかと、お尋ねしておるんでしてですね、その点はわからないでは、これ答弁にならないと思うんですが、もう一度課長にお尋ねします。2回目。

それでね、さっと言い忘れた。小松原の住宅、1年間空き家やった。それで今年度から入ってくれましたとおっしゃいましたけれども、6室空き家とこう書いてあるように思うんですが、6室全部入ったのかどうかということも追加しておきます。

#### 北村博司議長

企画課長。

## 川合誠一企画課長

まず最後におっしゃった小松原住宅の空き室の件でございますが、すいません。まず空き室のほうでございますけれども、これは小松原住宅にある、6室ございまして、そのうち空き室になっていたのが1室と、一つのあれでございます。現在はもう既に入居いただいております。

それから、用地のお話がございましたですね。土地につきましては、ずっと取得時点からですね、評価が変わっていないということにつきましては、今後ですね、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

## 北村博司議長

東篤布議員。

### 1番 東篤布議員

それではね、最後になりますが、同じことを繰り返してですね、町長にお尋ねしておきます。担当課長というのはしょっちゅう変わりますんでね、変わるたびに過去の資料をいろいろと引き継ぎ受けて勉強するわけですから、こういった細かい点までわからないやも知れませんが、この決算書というのはですね、一般の会社でいえば売り上げなんですね。売り上げが適正な単価がつけられておるかどうかが。その適正価格であるかどうかが大切かと思えます。その点で、2点ですね、先ほど課長にお尋ねしたのと同じことなんですが、用地を貸すときの積算基準が正確に行われておるのかという点を、今後とも注意していただきたい。その点を町長の考えを聞いておきたいという点とですね。

それでこの貸借表につきましては、資産の目減りがあるにもかかわらず、このような決算書が出されるようではいかかかなと私は思うんですが、町長はどう思われますかという点ですね、2点お尋ねして私の質問にかえさせていただきます。以上です。

## 北村博司議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

用地の貸付等につきましてはですね、恐らく紀北町公有財産管理規則の中でですね、うたわれている基準にあわせたような数字を出しているのではないかと思っております。ただ東議員がおっしゃる意味はよくわかりますので、その時その時の時世とか、やっぱりそういった固定資産につきましてもですね、適切かどうかということですね、今後こういう開発公社にあげる時に、十分注意をはらいながらですね、今後はあげていきたいと思っておりますので、

今回につきましては、開発公社の中で理事会において承認されたことの報告ということで、ご理解願いたいと思います。

北村博司議長

他に、中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

議事進行でもよかったんですが、私も開発公社の理事という立場で、先ほど課長が説明された説明とは、全然違う理事会での説明でした。というのも、土地の横並びということで、1番議員も今言われましたけど、これは取得価格で提示せないかんのですということやったもんで、理事会でそれは承認しました。

しかし今の話だと、何かこうまた変えてもいいんだというような話では、理事会と、一理事としてもね、責任のある立場ですから、そういうことができるのであれば、やっぱり根拠も示して説明していただきたい。そういうことではなかったですよ、確か。

北村博司議長

あのですね、いわゆる決算の報告ですんで、理事は控えてほしいんですがね。自分らがもう承認されてますんで、理事会は。

15番 中津畑正量議員

だったら議事進行でもいいです。

北村博司議長

中身についてのちょっと質疑はどうなんでしょう。

15番 中津畑正量議員

質疑じゃなく、すいません議事進行で。

北村博司議長

おっしゃりたいのは理事会の説明と、今の説明と違うということやな。

これは町長答えてください。

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員がおっしゃるように、これは開発公社におきまして、決算させていただきました。それと先ほど東議員に答えさせていただきましたのは、貸付の料金とかですね、そういった固定資産の評価がですね、このままでいいのかどうかということは、今後勉強させていただいてですね、検討されて、もし変える必要があるのならですね、また開発公社において

ですね、そういう手段も取らなければいけないのではないかというだけの話で、今回につきましては、先ほど申しあげましたように、理事会で承認していただいておりますものを報告させていただくという形を取らせていただいております。

#### 北村博司議長

よろしい。ちょっとやっぱり理事ですから、ちょっとなるべくなら、あえて制止はしませんけども、なるべくお控えいただきたいと思うんですがね。

中津畑議員。

#### 15番 中津畑正量議員

私、理事会出とる、出とらんは、理事であるとか別にしても、やっぱりこの評価額というのは、土地の値段が下がっていると、今確かに。そういう意味では不信に思った一人なんですけど、そやけど、それは評価額を変えてでも計上できるかのような今の答弁でしたもので、そうではないよと。これは取得価格で表示せないかんという説明であったんで、そこの違いの説明だけはきちんとしてほしいという意味なんですけどね。

#### 北村博司議長

今の議事進行ですね。

議事進行ですね。その点は私も以前に指摘したことあるんです。ですから、取得価格から仮に時価が下がっている場合は、損失として一方で上げなあかんわけですよ。これは複式簿記ですから。ね、これ評価額を下げたらええだけじゃなしに、損失が出るわけですよ。評価が下がったら、その辺はまたその辺の、いやいや下げたら損失をあげなあかんです。評価損を一方で、これは帳簿やっておる人は皆さんおわかりになると思うんですけど、またそれ理事会でご発言ください。

これは評価方法の変え方というのは、ここで議論できるわけじゃありませんので、これは報告ですんで、理事会で、議事進行ですから、それで一つ、あと理事会で議論してください。そちらで。よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。



北村博司議長

次に、報告第5号と第6号については、基本的には「議会の委任による専決処分」であることから質疑は行えないこととされておりますけれども、先ほどの説明に対してですね、内容等について不明確な点があれば、再度、説明を求めるということで発言を許可したいと思います。

それでは、報告第5号について発言される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、発言を打ち切ります。

次に、報告第6号について発言される方はいらっしゃいますか。

東篤布議員。

1番 東篤布議員

1番 東篤布。墓地の横に立っった木が倒れた、町の木やろな。弁償せないかんのやで、何年生ぐらいやったやろ。直径60cmというたら、どんなもんや課長。何年生ぐらいや。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

申しわけございません。その何年生というのはちょっと把握しておりませんので。

北村博司議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

と言いますのは、墓地の横だけじゃないと思います。民家の横にも町の木があるんであればね、この役場の回りでも桜の木も、ぶつぶつ切った。それは隣地におしてはいかんといい配慮から切られたんだと思うんですけども、例えば国交省なんかですと、立木にみんな印をしてチェックしてますね。松が何本、何々が何本とありますが、その時点で森林組合さんをお願いしてでもですね、枯れて倒木しそうな木は事前に切っておかないとですね、乗用車に当たったら、もう大変な、乗用車とか、子どもさんに当たったりしたら、大変なことになるので、その点留意してですね、やっていただきたい。要望してですね、町長のお答えを聞いて終わります。本当よ、危ないんやから。

北村博司議長

尾上町長。

**尾上壽一町長**

おっしゃるとおりでございます。そのようにしたいと思えますし、実はですね、この近くにもまだ同じような状況がございますので、また緊急同意をすればまたご予算等が要ります。ただそれともう一点ですね、この話が出ましたんで、お話させていただきますと、国県のほうにでもですね、町単独では大変難しい案件がたくさんありますので、国県に対しましても、その危険木に対する要望書をあげて、補助金とかですね、そういったものを創設していただけないかというような要望もあげておりますので、そのこともご報告いたしておきます。

**北村博司議長**

他に発言ございますか。

以上で、発言を打ち切ります。

以上で、5件の報告案件についての質疑は終了いたします。これについては聞き置くことといたします。

以上、今回提案されました議案についての質疑はすべて終了いたしました。

委員会付託表を配付してください。

(委員会付託表の配付)

**北村博司議長**

配付漏れはありませんか。

お諮りします。

本日議題となっております各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、ただいまお手元に配付いたしました委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することにいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

異議なしと認めます。したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査については、明日の9日は総務財政常任委員会、10日産業建設常任委員会、11日は教育民生常任委員会の開催ということであり、委員会の運営については各委員長におかれてお取り計らいいただくようお願い申し上げます。

---

北村博司議長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時 57分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成22年9月8日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 平野倅規